

経済連携協定（E P A）に基づくインドネシア人、フィリピン人及びベトナム人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について

〔令和 5 年 2 月 2 1 日〕
閣 議 決 定

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定（平成 2 0 年条約第 2 号。以下「日インドネシア E P A」という。）、経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定（平成 2 0 年条約第 1 6 号。以下「日フィリピン E P A」という。）及び看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文（平成 2 4 年外務省告示第 1 6 4 号。以下「日ベトナム交換公文」という。）に基づき本邦に滞在しているインドネシア人、フィリピン人及びベトナム人の看護師候補者及び介護福祉士候補者（以下それぞれ「インドネシア人看護師・介護福祉士候補者」、「フィリピン人看護師・介護福祉士候補者」及び「ベトナム人看護師・介護福祉士候補者」という。）の扱いについて、次のとおり決定する。

1. 決定の趣旨

政府は、平成23年3月11日の閣議決定において、平成20年度又は平成21年度に入国したインドネシア人看護師・介護福祉士候補者第1陣（各国との受入制度開始初年度に入国した候補者を「第1陣」という。）及び第2陣並びに平成21年度に入国したフィリピン人看護師・介護福祉士候補者第1陣については、国家資格取得者の数が非常に限られていることに鑑み、就労開始後に受入施設で行われる追加的な学習支援が本格的に開始される前に入国したことから、外交上の配慮の観点から、追加的に1年間の滞在期間延長を認める対象とすることとした。

また、政府は、平成25年2月26日の閣議決定において、平成22年度又は平成23年度に入国したインドネシア人看護師・介護福祉士候補者第3陣及び第4陣並びに平成22年度、平成23年度又は平成24年度に入国したフィリピン人看護師・介護福祉士候補者第2陣、第3陣及び第4陣については、6か月間の訪日前日本語研修が開始される前に入国したことから、外交上の配慮の観点から、追加的に1年間の滞在期間延長を認める対象とすることとした。

さらに、政府は、平成27年2月24日の閣議決定において、平成24年度又は平成25年度に入国したインドネシア人看護師・介護福祉士候補者第5陣及び第6陣並びに平成25年度に入国したフィリピン人看護師・介護福祉士候補者第5陣については、就労開

始後に受入施設で行われる追加的な学習支援及び6か月間の訪日前日本語研修を受講しているものの、インドネシア政府及びフィリピン政府から追加的な滞在期間延長への要請がなされていること等に鑑み、外交上の配慮の観点から、追加的に1年間の滞在期間延長を認める対象とすることとした。

加えて、政府は、平成29年2月3日の閣議決定において、平成26年度又は平成27年度に入国したインドネシア人看護師・介護福祉士候補者第7陣及び第8陣、フィリピン人看護師・介護福祉士候補者第6陣及び第7陣並びにベトナム人看護師・介護福祉士候補者第1陣及び第2陣についても、インドネシア政府、フィリピン政府及びベトナム政府から追加的な滞在期間延長への要請がなされていること等に鑑み、外交上の配慮の観点から、追加的に1年間の滞在期間延長を認める対象とすることとした。

加えて、政府は、平成31年2月22日の閣議決定において、平成28年度又は平成29年度に入国したインドネシア人看護師・介護福祉士候補者第9陣及び第10陣、フィリピン人看護師・介護福祉士候補者第8陣及び第9陣並びにベトナム人看護師・介護福祉士候補者第3陣及び第4陣についても、インドネシア政府、フィリピン政府及びベトナム政府から追加的な滞在期間延長への要請がなされていること等に鑑み、外交上の配慮の観点から、追加的に1年間

の滞在期間延長を認める対象とすることとした。

以上に加えて、政府は、令和３年２月１９日の閣議決定において、平成３０年度又は令和元年度に入国したインドネシア人看護師・介護福祉士候補者第１１陣及び第１２陣、フィリピン人看護師・介護福祉士候補者第１０陣及び第１１陣並びにベトナム人看護師・介護福祉士候補者第５陣及び第６陣についても、インドネシア政府、フィリピン政府及びベトナム政府から追加的な滞在期間延長の要請がなされていること等に鑑み、外交上の配慮の観点から、追加的に１年間の滞在期間延長を認める対象とすることとした。

こうした経緯並びに令和４年６月７日の閣議決定「経済財政運営と改革の基本方針２０２２」及び同月１４日の外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和４年度改訂）」を踏まえ、外交上の配慮の観点から、協定外の枠組みにおいて、追加的に国家試験の受験機会を与える特例措置を講ずることも許容されるとの考えの下、日インドネシアＥＰＡ、日フィリピンＥＰＡ又は日ベトナム交換公文（以下「協定又は交換公文」という。）による受入枠組みを前提とした上で、研修意欲の低下を招かないよう配慮しつつ、令和２年度に入国したインドネシア人看護師・介護福祉士候補者第１３陣については、新型コロナウイルス感染症の影響で入国が遅れたため、国家試験を

受験する機会を担保する観点から、6か月間の追加的な滞在期間延長を認めることとし、また、下記3. に掲げる一定の条件に該当した場合に、協定又は交換公文に基づく滞在期間（令和2年度に入国したインドネシア人看護師・介護福祉士候補者第13陣については、本決定による6か月延長後の滞在期間）中の最後の国家試験の次年度の国家試験合格を就労・研修しながら目指すことを可能とするため、令和2年度又は令和3年度に入国したインドネシア人看護師・介護福祉士候補者第13陣及び第14陣、フィリピン人看護師・介護福祉士候補者第12陣及び第13陣並びにベトナム人看護師・介護福祉士候補者第7陣及び第8陣については、協定又は交換公文に基づく滞在期間（令和2年度に入国したインドネシア人看護師・介護福祉士候補者第13陣については、本決定による6か月延長後の滞在期間）を超えて1年間の追加的な滞在期間延長を認め、日本での就労・研修を継続し国家試験を受験する機会を特例的に一回得られるようにするものである。

2. 滞在期間延長の対象となる候補者

- (1) 令和2年度に入国したインドネシア人看護師・介護福祉士候補者第13陣を6か月間の追加的な滞在期間延長の対象となる候補者とする。
- (2) 令和2年度又は令和3年度に入国したインドネシア人看護師・

介護福祉士候補者第13陣（下記3.により6か月間の追加的な滞在期間延長が認められた者をいう。）及び第14陣、フィリピン人看護師・介護福祉士候補者第12陣及び第13陣並びにベトナム人看護師・介護福祉士候補者第7陣及び第8陣を1年間の追加的な滞在期間延長の対象となる候補者とする。

3. 滞在期間延長を認めるに当たっての条件

上記2.（1）に定める候補者については、所要の手續及び審査を経て、6か月間の追加的な滞在期間延長を認めることができるものとする。ただし、6か月間の追加的な滞在期間延長中における就労・研修は、協定又は交換公文に基づく受入機関との雇用契約に基づいて行われること。

また、上記2.（2）に定める候補者のうち、次のいずれにも該当する者に限り、所要の手續及び審査を経て、1年間の追加的な滞在期間延長を認めることができるものとする。

ア 1年間の追加的な滞在期間中における就労・研修は、協定又は交換公文に基づく受入機関との雇用契約に基づいて行われること。

イ 候補者本人から1年間の追加的な滞在期間中の国家試験合格に向けて精励するとの意思が表明されていること。

ウ 受入機関により、1年間の追加的な滞在期間中の国家試験合格を目指すため、候補者の特性に応じた研修改善計画が組織的に作

成されていること。

エ 受入機関により、1年間の追加的な滞在期間中の国家試験合格に向けた受入体制を確保するとともに、上記計画に基づき適切な研修を実施するとの意思が表明されていること。

オ 令和5年度（令和2年度に入国したベトナム人看護師候補者第7陣については令和4年度、令和2年度に入国したインドネシア人介護福祉士候補者第13陣並びに令和3年度に入国したフィリピン人介護福祉士候補者第12陣、ベトナム人介護福祉士候補者第8陣、インドネシア人介護福祉士候補者第14陣及びフィリピン人介護福祉士候補者第13陣については令和6年度）の国家試験の得点が一定の水準以上であること。

なお、具体的な内容については、改めて関係府省にて検討する。

経済連携協定（E P A）に基づくインドネシア人、フィリ

ピン人及びベトナム人看護師・介護

福祉士候補者の滞在期間の延長について

（ 令和 7 年 2 月 18 日
閣 議 決 定 ）

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定（平成 20 年条約第 2 号。以下「日インドネシア E P A」という。）、経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定（平成 20 年条約第 16 号。以下「日フィリピン E P A」という。）及び看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文（平成 24 年外務省告示第 164 号。以下「日ベトナム交換公文」という。）に基づき本邦に滞在しているインドネシア人、フィリピン人及びベトナム人の看護師候補者及び介護福祉士候補者（以下それぞれ「インドネシア人看護師・介護福祉士候補者」、「フィリピン人看護師・介護福祉士候補者」及び「ベトナム人看護師・介護福祉士候補者」という。）の扱いについて、次のとおり決定する。

1. 決定の趣旨

政府は、平成 23 年以降、インドネシア人、フィリピン人及びベトナム人看護師・介護福祉士候補者について、外交上の配慮の観点から、一定の条件に該当する候補者につき、追加的に 1 年間の滞在期間延長を認めてきている。

こうした経緯並びに令和 6 年 6 月 21 日の閣議決定「経済財政運営と改革の基本方針 2024」及び同日の外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和 6 年度改訂）」を踏まえ、外交上の配慮の観点から、協定外の枠組みにおいて、追加的に国家試験の受験機会を与える特例措置を講ずることも許容されるとの考えの下、日インドネシア E P A、日フィリピン E P A 又は日ベトナム交換公文（以下「協定又は交換公文」という。）による受入枠組みを前提とした上で、研修意欲の低下を招かないよう配慮しつつ、下記 3. に掲げる一定の条件に該当した場合に、協定又は交換公文に基づく滞在期間中の最後の国家試験の次年度の国家試験合格を就労・研修しながら目指すことを可能とするため、令和 4 年度又は令和 5 年度に入国したインドネシア人看護師・介護福祉士候補者第 15 陣及び第 16 陣、フィリピン人看護師・介護福祉士候補者

第 14 陣及び第 15 陣並びにベトナム人看護師・介護福祉士候補者第 9 陣及び第 10 陣については、インドネシア政府、フィリピン政府及びベトナム政府から追加的な滞在期間延長への要請がなされていること等に鑑み、外交上の配慮の観点から、協定又は交換公文に基づく滞在期間を超えて 1 年間の追加的な滞在期間延長を認め、日本での就労・研修を継続し国家試験を受験する機会を特例的に一回得られるようにするものである。

2. 滞在期間延長の対象となる候補者

滞在期間延長の対象となる候補者は、令和 4 年度又は令和 5 年度に入国したインドネシア人看護師・介護福祉士候補者第 15 陣及び第 16 陣、フィリピン人看護師・介護福祉士候補者第 14 陣及び第 15 陣並びにベトナム人看護師・介護福祉士候補者第 9 陣及び第 10 陣とする。

3. 滞在期間延長を認めるに当たっての条件

(1) インドネシア人看護師候補者第 15 陣、フィリピン人看護師候補者第 14 陣及びベトナム人看護師候補者第 9 陣

次のいずれにも該当する者に限り、所要の手續及び審査

を経て、1年間の追加的な滞在期間延長を認めることができるものとする。

ア 追加的な滞在期間における就労・研修は、協定又は交換公文に基づく受入機関との雇用契約に基づいて行われること。

イ 候補者本人から令和7年度の国家試験合格に向けて精励するとの意思が表明されていること。

ウ 受入機関により、令和7年度の国家試験合格を目指すため、候補者の特性に応じた研修改善計画が組織的に作成されていること。

エ 受入機関により、令和7年度の国家試験合格に向けた受入体制を確保するとともに、上記計画に基づき適切な研修を実施するとの意思が表明されていること。

オ 令和6年度の国家試験の得点が一定の水準以上の者であること。

(2) その他の滞在期間延長の対象者

上記2.の外国人看護師・介護福祉士候補者のうち、上記(1)以外の候補者(以下「その他の対象者」という。)については、一回に限り日本で就労・研修しながら国家試験を受験する機会を得られるようにするための追加的な

滞在期間の延長は、上記（１）オの基準（注：その他の対象者の協定又は交換公文に基づく滞在における最後の受験機会となる国家試験の得点）も勘案しつつ、基本的には、上記（１）と同様の条件の下にこれを認めることとする。その具体的な内容については、改めて関係府省にて検討する。

平成 23 年厚生労働省告示第 192 号
 (平成 23 年 6 月 23 日 公 示)
 (平成 24 年 3 月 30 日 一 部 改 正)
 (平成 24 年 9 月 10 日 一 部 改 正)
 (平成 24 年 9 月 18 日 一 部 改 正)
 (平成 25 年 3 月 25 日 一 部 改 正)
 (平成 26 年 3 月 25 日 一 部 改 正)
 (平成 27 年 3 月 27 日 一 部 改 正)
 (平成 28 年 3 月 30 日 一 部 改 正)
 (平成 29 年 3 月 29 日 一 部 改 正)
 (平成 30 年 3 月 29 日 一 部 改 正)
 (平成 31 年 3 月 28 日 一 部 改 正)
 (令和 2 年 3 月 26 日 一 部 改 正)
 (令和 3 年 3 月 29 日 一 部 改 正)
 (令和 4 年 3 月 28 日 一 部 改 正)
 (令和 5 年 3 月 27 日 一 部 改 正)
 (令和 6 年 3 月 26 日 一 部 改 正)
 (令和 7 年 3 月 25 日 一 部 改 正)

特例インドネシア人看護師候補者及び特例インドネシア人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針

第一 総論

一 目的

この指針は、平成二十年度から令和四年度までにインドネシア人看護師候補者として入国した者及び平成二十年度から令和三年度までにインドネシア人介護福祉士候補者として入国した者が、「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件」(平成二十三年法務省告示第三百六十七号。以下「法務省告示」という。)の特例による許可を受け、また、当該許可を受けて在留を継続するに当たり、特例インドネシア人看護師候補者等の研修としての就労を適切に実施する等の観点から求められる基本的事項を明らかにすることにより、円滑かつ適正な在留管理の下で、特例受入れ施設における適正な雇用管理、適切な研修の実施等を確保し、もって平成二十三年度から令和七年度までに実施される看護師国家試験又は平成二十四年度から令和七年度までに実施される介護福祉士国家試験の合格を目指す特例インドネシア人看護師候補者等が看護師の資格(保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三十三号)に基づく看護師の資格をいう。以下同じ。)又は介護福祉士の資格(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)に基づく介護福祉士の資格をいう。以下同じ。)の取得に必要な知識及び技術の修得を図ることを目的とする。

二 定義

この指針における用語の定義は、「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針」(平成二十年厚生労働省告示第三百十二号。以下「協定指針

」という。)第一の四に定めるもののほか、次の1から34までに定めるところによる。

- 1 特例インドネシア人看護師候補者等 特例インドネシア人看護師候補者及び特例インドネシア人介護福祉士候補者をいう。
- 2 特例インドネシア人看護師候補者 特例インドネシア人第一陣看護師候補者、特例インドネシア人第二陣看護師候補者、特例インドネシア人第三陣看護師候補者、特例インドネシア人第四陣看護師候補者、特例インドネシア人第五陣看護師候補者、特例インドネシア人第六陣看護師候補者、特例インドネシア人第七陣看護師候補者、特例インドネシア人第八陣看護師候補者、特例インドネシア人第九陣看護師候補者、特例インドネシア人第十陣看護師候補者、特例インドネシア人第十一陣看護師候補者、特例インドネシア人第十二陣看護師候補者、特例インドネシア人第十三陣看護師候補者、特例インドネシア人第十四陣看護師候補者及び特例インドネシア人第十五陣看護師候補者をいう。
- 3 特例インドネシア人介護福祉士候補者 特例インドネシア人第一陣介護福祉士候補者、特例インドネシア人第二陣介護福祉士候補者、特例インドネシア人第三陣介護福祉士候補者、特例インドネシア人第四陣介護福祉士候補者、特例インドネシア人第五陣介護福祉士候補者、特例インドネシア人第六陣介護福祉士候補者、特例インドネシア人第七陣介護福祉士候補者、特例インドネシア人第八陣介護福祉士候補者、特例インドネシア人第九陣介護福祉士候補者、特例インドネシア人第十陣介護福祉士候補者、特例インドネシア人第十一陣介護福祉士候補者、特例インドネシア人第十二陣介護福祉士候補者、特例インドネシア人第十三陣介護福祉士候補者及び特例インドネシア人第十四陣介護福祉士候補者をいう。
- 4 特例インドネシア人第一陣看護師候補者 平成二十年度にインドネシア人看護師候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 5 特例インドネシア人第二陣看護師候補者 平成二十一年度にインドネシア人看護師候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 6 特例インドネシア人第三陣看護師候補者 平成二十二年度にインドネシア人看護師候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 7 特例インドネシア人第四陣看護師候補者 平成二十三年度にインドネシア人看護師候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 8 特例インドネシア人第五陣看護師候補者 平成二十四年度にインドネシア人看護師候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 9 特例インドネシア人第六陣看護師候補者 平成二十五年度にインドネシア人看護師候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 10 特例インドネシア人第七陣看護師候補者 平成二十六年にインドネシア人看護師候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 11 特例インドネシア人第八陣看護師候補者 平成二十七年度にインドネシア人看護師候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 12 特例インドネシア人第九陣看護師候補者 平成二十八年度にインドネシア人看護

師候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。

- 13 特例インドネシア人第十陣看護師候補者 平成二十九年度にインドネシア人看護師候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 14 特例インドネシア人第十一陣看護師候補者 平成三十年度にインドネシア人看護師候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 15 特例インドネシア人第十二陣看護師候補者 令和元年度にインドネシア人看護師候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 16 特例インドネシア人第十三陣看護師候補者 令和二年度にインドネシア人看護師候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 17 特例インドネシア人第十四陣看護師候補者 令和三年度にインドネシア人看護師候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 18 特例インドネシア人第十五陣看護師候補者 令和四年度にインドネシア人看護師候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 19 特例インドネシア人第一陣介護福祉士候補者 平成二十年度にインドネシア人介護福祉士候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 20 特例インドネシア人第二陣介護福祉士候補者 平成二十一年度にインドネシア人介護福祉士候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 21 特例インドネシア人第三陣介護福祉士候補者 平成二十二年度にインドネシア人介護福祉士候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 22 特例インドネシア人第四陣介護福祉士候補者 平成二十三年度にインドネシア人介護福祉士候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 23 特例インドネシア人第五陣介護福祉士候補者 平成二十四年度にインドネシア人介護福祉士候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 24 特例インドネシア人第六陣介護福祉士候補者 平成二十五年度にインドネシア人介護福祉士候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 25 特例インドネシア人第七陣介護福祉士候補者 平成二十六年度にインドネシア人介護福祉士候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 26 特例インドネシア人第八陣介護福祉士候補者 平成二十七年度にインドネシア人介護福祉士候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 27 特例インドネシア人第九陣介護福祉士候補者 平成二十八年度にインドネシア人介護福祉士候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変

更の許可を受けた者をいう。

- 28 特例インドネシア人第十陣介護福祉士候補者 平成二十九年度にインドネシア人介護福祉士候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 29 特例インドネシア人第十一陣介護福祉士候補者 平成三十年度にインドネシア人介護福祉士候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 30 特例インドネシア人第十二陣介護福祉士候補者 令和元年度にインドネシア人介護福祉士候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 31 特例インドネシア人第十三陣介護福祉士候補者 令和二年度にインドネシア人介護福祉士候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 32 特例インドネシア人第十四陣介護福祉士候補者 令和三年度にインドネシア人介護福祉士候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 33 特例受入れ機関 その設立している施設において雇用する契約を特例インドネシア人看護師候補者等との間で締結した日本国内にある医療法人、社会福祉法人等の公私の機関をいう。
- 34 特例受入れ施設 在留資格の変更の許可に係る第二の一の1の(1)の活動に従事するため、特例インドネシア人看護師候補者が特例受入れ機関との労働契約に基づき就労する病院及び在留資格の変更の許可に係る第二の二の1の(1)の活動に従事するため、特例インドネシア人介護福祉士候補者が特例受入れ機関との労働契約に基づき就労する特別養護老人ホーム、介護老人保健施設その他の介護施設をいう。

三 特例インドネシア人看護師候補者等及び特例受入れ機関の責務

1 特例インドネシア人看護師候補者の責務

特例インドネシア人看護師候補者は、特例受入れ機関の指導に従い、看護師の資格の取得に必要な知識及び技術の修得に精励し、別表第一の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年度に実施される看護師国家試験の合格を目指して取り組むものとする。

2 特例インドネシア人介護福祉士候補者の責務

特例インドネシア人介護福祉士候補者は、特例受入れ機関の指導に従い、介護福祉士の資格の取得に必要な知識及び技術の修得に精励し、別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年度に実施される介護福祉士国家試験の合格を目指して取り組むものとする。

3 特例受入れ機関の責務

特例受入れ機関は、特例インドネシア人看護師候補者等が、別表第一又は別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれこれらの別表の下欄に掲げる年度に実施される看護師国家試験又は介護福祉士国家試験に合格するために必要な知識及び技術の修得が図られるよう、特例インドネシア人看護師候補者等の特性に応じた指導を行うとともに、特例受入れ施設における適正な雇用管理の実施及び質の高い研修体制の確保に取り組むものとする。

第二 看護師及び介護福祉士の資格取得前の特例受入れ施設における研修としての就労

一 看護師の資格取得を目的とした研修としての就労

1 特例インドネシア人看護師候補者の要件

特例インドネシア人看護師候補者は、研修としての就労を適切に実施する等の観

点から、次の(1)から(3)までに掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定（以下「日インドネシア協定」という。）附属書十第一編第六節 1 の規定に基づき受入れ調整機関に紹介を受けた機関（特例インドネシア人看護師候補者が更に法務省告示の特例による許可を受ける場合にあっては、受入れ調整機関に紹介を受けた機関）との労働契約に基づいて、次のイ及びロの活動に従事する者であること。

イ 法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けてから、別表第一の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年度に実施される看護師国家試験まで継続して行われる看護師の監督の下での研修を通じた病院における当該看護師国家試験の合格のために必要な知識及び技術の修得

ロ イの活動後、看護師の監督の下での研修を通じた病院における必要な知識及び技術の修得

(2) 第一の三の 1 の責務にのっとり、3 の(1)の看護研修改善計画に基づく研修に取り組むとの意思を誓約する署名を行った者であること。

(3) 別表第一の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年度の前年度に実施された看護師国家試験において不合格であり、かつ、その得点が、当該試験の合格点に一定の割合を乗じて得た点数として外務省から厚生労働省に対して通知のあった基準に相当する得点以上の者であること。

2 特例受入れ施設の要件

特例受入れ施設は、研修としての就労を適切に実施する観点から、次の(1)から(4)までに掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 協定指針第二の一の 3（同(1)から(7)までに係る部分に限る。）の規定を特例受入れ施設について準用する場合に当該特例受入れ施設に係る要件を満たしていること。この場合において、協定指針第二の一の 3 中「インドネシア人看護師候補者が就労する受入れ施設の要件」とあるのは「特例インドネシア人看護師候補者が就労する受入れ施設の要件」と、「インドネシア人看護師候補者が就労する受入れ施設は」とあるのは「特例インドネシア人看護師候補者（特例インドネシア人看護師候補者及び特例インドネシア人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十三年厚生労働省告示第百九十二号。以下「特例インドネシア人看護師候補者等指針」という。）第一の二の 2 に規定する特例インドネシア人看護師候補者をいう。）が就労する受入れ施設は」と、協定指針第二の一の 3 の(4)中「4 の(1)の看護研修計画」とあるのは「特例インドネシア人看護師候補者等指針第二の一の 3 の(1)の看護研修改善計画」と、協定指針第二の一の 3 の(7)中「特例インドネシア人看護師候補者及び特例インドネシア人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十三年厚生労働省告示第百九十二号。以下「特例インドネシア人看護師候補者等指針」という。）」とあるのは「特例インドネシア人看護師候補者等指針」と読み替えるものとする。

(2) 第一の三の 3 の責務にのっとり、3 の(1)の看護研修改善計画に基づき適切な研修を実施するとの意思を誓約する署名を行った機関により設立されたものであること。

(3) 過去三年間に、第五の一の 2、特例フィリピン人看護師候補者及び特例フィリピン人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十四年厚生労働省告示第百九十号。以下「特例フィリピン人看護師候補者等指針」という。）第五の一の 2 若しくは特例ベトナム人看護師候補者及び特例ベトナム人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十九年厚生労働省告示第九十九号。以下「特例ベトナム人看護師候補者等指針」という。）第五

の一の2又は協定指針第四の二の4、経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十年厚生労働省告示第五百九号。以下「フィリピン人看護師等受入れ指針」という。）第四の二の4若しくは看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文に基づく看護及び介護分野におけるベトナム人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十四年厚生労働省告示第五百七号。以下「ベトナム人看護師等受入れ指針」という。）第四の二の4の規定による報告（以下「特例受入れ機関等報告」という。）を拒否し、又は不当に遅延させたことがない機関により設立されたものであること。

- (4) 過去三年間に、第五の一の3、特例フィリピン人看護師候補者等指針第五の一の3若しくは特例ベトナム人看護師候補者等指針第五の一の3又は協定指針第四の二の5、フィリピン人看護師等受入れ指針第四の二の5若しくはベトナム人看護師等受入れ指針第四の二の5の規定による巡回訪問（以下「受入れ調整機関による巡回訪問」という。）の際の求められた必要な協力を拒んだことがない機関により設立されたものであること。

3 研修の要件

特例インドネシア人看護師候補者の研修は、次の(1)から(4)までに掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 研修内容は、各特例インドネシア人看護師候補者の特性に応じて、別表第一の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年度に実施される看護師国家試験の合格を目指すものとし、看護研修改善計画として、当該研修内容を実施するとともに、協定指針第二の一の4の(1)の看護研修計画に対する評価を踏まえた改善内容について明らかにしたものが作成されていること。
- (2) 研修を統括する研修責任者並びに専門的な知識及び技術に関する学習の支援、日本語学習の支援、生活支援等を行う研修支援者が配置され、(1)の看護研修改善計画を実施するために必要な体制が整備されていること。
- (3) 研修責任者は、原則として看護部門の教育責任者とし、研修支援者は、原則として三年以上の業務経験のある看護師とすること。
- (4) 研修が行われる病床は、医療保険が適用されるものに限ること。

4 特例受入れ機関との労働契約の要件

1の(1)の労働契約は、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることを内容とするものでなければならない。

二 介護福祉士の資格取得を目的とした研修としての就労

1 特例インドネシア人介護福祉士候補者の要件

特例インドネシア人介護福祉士候補者は、研修としての就労を適切に実施する等の観点から、次の(1)から(3)までに掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 日インドネシア協定附属書十第一編第六節2の規定に基づき受入れ調整機関に紹介を受けた機関（特例インドネシア人介護福祉士候補者が更に法務省告示の特例による許可を受ける場合にあっては、受入れ調整機関に紹介を受けた機関）との労働契約に基づいて、次のイ及びロの活動に従事する者であること。

イ 法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けてから別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年度に実施される介護福祉士国家試験まで継続して行われる介護福祉士の監督の下での研修を通じた介護施設における当該介護福祉士試験の合格のために必要な知識及び技術の修得

ロ イの活動後、介護福祉士の監督の下での研修を通じた介護施設における必要

な知識及び技術の修得

- (2) 第一の三の二の責務にのっとり、三の(1)の介護研修改善計画に基づく研修に取り組むとの意思を誓約する署名を行った者であること。
- (3) 別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年度の前年度に実施された介護福祉士国家試験において不合格であり、かつ、その得点が、当該試験の合格点に一定の割合を乗じて得た点数として外務省から厚生労働省に対して通知のあった基準に相当する得点以上の者であること。

2 特例受入れ施設の要件

特例受入れ施設は、研修としての就労を適切に実施する観点から、次の(1)から(4)までに掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 協定指針第二の二の三（同(1)から(4)までに係る部分に限る。）の規定を特例受入れ施設について準用する場合に当該特例受入れ施設に係る要件を満たしていること。この場合において、「インドネシア人介護福祉士候補者が就労する受入れ施設の要件」とあるのは「特例インドネシア人介護福祉士候補者が就労する受入れ施設の要件」と、「インドネシア人介護福祉士候補者が就労する受入れ施設は」とあるのは「特例インドネシア人介護福祉士候補者（特例インドネシア人看護師候補者等指針第一の二の三に規定する特例インドネシア人介護福祉士候補者をいう。）が就労する受入れ施設は」と読み替えるものとする。
- (2) 第一の三の三の責務にのっとり、三の(1)の介護研修改善計画に基づき適切な研修を実施するとの意思を誓約する署名を行った機関により設立されたものであること。
- (3) 過去三年間に、特例受入れ機関等報告を拒否し、又は不当に遅延させたことがない機関により設立されたものであること。
- (4) 過去三年間に、受入れ調整機関による巡回訪問の際の求められた必要な協力を拒んだことがない機関により設立されたものであること。

3 研修の要件

特例インドネシア人介護福祉士候補者の研修は、次の(1)から(3)までに掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 研修内容は、各特例インドネシア人介護福祉士候補者の特性に応じて、別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年度に実施される介護福祉士国家試験の合格を目指すものとし、介護研修改善計画として、当該研修内容を実施するとともに、協定指針第二の二の四の(1)の介護研修計画に対する評価を踏まえた改善内容について明らかにしたものが作成されていること。
- (2) 研修を統括する研修責任者並びに専門的な知識及び技術に関する学習の支援、日本語学習の支援、生活支援等を行う研修支援者が配置され、(1)の介護研修改善計画を実施するために必要な体制が整備されていること。
- (3) 研修責任者は、原則として、五年以上介護業務に従事した経験があつて介護福祉士の資格を有する者とする。

4 特例受入れ機関との労働契約の要件

一の(1)の労働契約は、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることを内容とするものでなければならない。

第三 看護師及び介護福祉士の資格取得後の就労

一 インドネシア人看護師の就労

特例インドネシア人看護師候補者であつた者が看護師の資格を取得した後の看護師としての就労に当たっての要件等は、協定指針第三の一による。

二 インドネシア人介護福祉士の就労

特例インドネシア人介護福祉士候補者であった者が介護福祉士の資格を取得した後の介護福祉士としての就労に当たっての要件等は、協定指針第三の二による。

第四 厚生労働省による確認

一 特例インドネシア人看護師候補者の要件の確認

平成二十年度から令和四年度までに入国したインドネシア人看護師候補者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けようとするものを受け入れようとする機関からの依頼に応じて、厚生労働省職業安定局長は、当該機関が日インドネシア協定に基づき当該インドネシア人看護師候補者を現に雇用するものであるか否かを確認するとともに、同省医政局長は、第二の一の１の(2)及び(3)の要件、同２の(2)の要件並びに同３の(1)及び(2)の要件を満たすか否かを確認し、同省職業安定局長及び同省医政局長は、それらの結果を当該機関に対して通知するものとする。

二 特例インドネシア人介護福祉士候補者の要件の確認

平成二十年度から令和三年度までに入国したインドネシア人介護福祉士候補者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けようとするものを受け入れようとする機関からの依頼に応じて、厚生労働省職業安定局長は、当該機関が日インドネシア協定に基づき当該インドネシア人介護福祉士候補者を現に雇用するものであるか否かを確認するとともに、同省社会・援護局長は、第二の二の１の(2)及び(3)の要件、同２の(2)の要件並びに同３の(1)及び(2)の要件を満たすか否かを確認し、同省職業安定局長及び同省社会・援護局長は、それらの結果を当該機関に対して通知するものとする。

第五 受入れ調整機関による相談対応等

一 受入れ調整機関の事業

受入れ調整機関は、特例インドネシア人看護師候補者等に対する適正な雇用管理、適切な研修等を確保するため、次に掲げる事業を実施する。

１ 特例受入れ機関との契約の締結

受入れ調整機関は、２の規定による報告及び３の規定による巡回訪問に関する守秘義務を含む受入れ支援に係る契約を特例受入れ機関と締結するものとする。

２ 特例受入れ機関からの報告の受理

(1) 在留資格変更時報告

特例受入れ機関は、受け入れている者が法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた場合には、その旨及び第二の一の３の(1)の看護研修改善計画又は同二の３の(1)の介護研修改善計画を速やかに受入れ調整機関に報告するものとする。

(2) 定期報告

イ 特例受入れ機関は、特例受入れ施設の要件の遵守状況及び労働契約の要件の遵守状況について、別表第一又は別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれこれらの別表の下欄に掲げる年度の一月一日現在で取りまとめ、遅滞なく、受入れ調整機関に報告するものとする。

ロ 特例受入れ機関は、受け入れている各特例インドネシア人看護師候補者等の研修の実施状況について、別表第一又は別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれこれらの別表の下欄に掲げる年度の十月一日現在で取りまとめ、遅滞なく、受入れ調整機関に報告するものとする。

(3) 随時報告

イ 特例受入れ機関は、受け入れている特例インドネシア人看護師候補者等が死亡若しくは失踪した場合又は当該特例インドネシア人看護師候補者等が出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条第一項の規定

に違反して収入を伴う事業を運営する活動若しくは報酬を受ける活動を行っていると認める場合には、速やかに受入れ調整機関に報告するものとする。

ロ 特例受入れ機関は、受け入れている特例インドネシア人看護師候補者等が特定活動の在留資格（特例インドネシア人看護師候補者等又はインドネシア人看護師若しくはインドネシア人介護福祉士に係る活動を指定されたものに限る。）

）以外の在留資格への変更の許可を受けた場合には、速やかにその旨を受入れ調整機関に報告するものとする。

ハ 特例受入れ機関は、受け入れている特例インドネシア人看護師候補者等との労働契約を終了する場合には、あらかじめ、その旨を受入れ調整機関に報告するものとする。

ニ 特例受入れ機関は、受け入れている特例インドネシア人看護師候補者等について、別表第一又は別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれこれらの別表の下欄に掲げる年度に実施される看護師国家試験又は介護福祉士国家試験の可否の結果を把握し、速やかに受入れ調整機関に報告するものとする。

ホ 特例受入れ機関は、受け入れている特例インドネシア人看護師候補者等が帰国した場合には、帰国後、速やかにその旨を受入れ調整機関に報告するものとする。

(4) 受入れ調整機関は、(1)から(3)までに掲げるほか、特例インドネシア人看護師候補者等に対する適正な雇用管理、適切な研修の実施等を確保するため、必要があると認めるときは、特例受入れ機関に対し、必要な報告を求めるものとする。

(5) 受入れ調整機関は、(1)から(4)までの報告その他整理した必要な情報を厚生労働大臣に提出するものとする。

3 特例受入れ施設に対する巡回訪問

受入れ調整機関は、定期的に又は必要に応じて特例インドネシア人看護師候補者等の特例受入れ施設を巡回訪問し、特例受入れ機関による特例インドネシア人看護師候補者等の雇用管理の状況又は研修の実施状況等を把握する。

4 特例インドネシア人看護師候補者等からの相談等に対する対応

受入れ調整機関は、特例インドネシア人看護師候補者等から、特例受入れ機関における研修、指導体制、就労環境等について相談、苦情等があった場合には、適切に相談、苦情等に応じ、説明等を行う。

5 特例受入れ機関に対する相談支援

受入れ調整機関は、特例受入れ機関から、特例インドネシア人看護師候補者等の研修、雇用管理等について相談等があった場合には、適切に相談等に応じ、説明、助言等を行うものとする。

6 特例受入れ機関に対する助言

受入れ調整機関は、2の規定による報告又は3の規定による巡回訪問の実施等に関して、必要があると認めるときは、特例受入れ機関に対し、必要な助言を行う。

7 関係行政機関との連携等

受入れ調整機関は、2の規定による報告、3の規定による巡回訪問の実施、4若しくは5の規定による相談への対応又は6の規定による助言等に関して、必要があると認めるときは、都道府県労働局、地方出入国在留管理局等の関係行政機関に連絡すること等により、問題の解決を図る。

二 受入れ調整機関に対する助言等

厚生労働大臣は、特例インドネシア人看護師候補者等に対する適切な研修、適正な雇用管理等を確保するため、受入れ調整機関に対し、特例受入れ機関における研修の実施状況その他の必要な事項の報告の提出を求め、その他必要な助言を行うものとする。

る。

第六 適正な雇用管理、適切な研修の実施等を確保するための措置

厚生労働大臣は、第五の一の２の規定による報告がないときのほか、特例インドネシア人看護師候補者等の職業の安定に関し必要があると認めるときは、特例受入れ機関から必要な報告の提出を求めるものとする。

別表第一（第一の三、第二の一、第五の一関係）

区分	年度
特例インドネシア人第一陣看護師候補者	平成二十三年度
特例インドネシア人第二陣看護師候補者	平成二十四年度
特例インドネシア人第三陣看護師候補者	平成二十五年度
特例インドネシア人第四陣看護師候補者	平成二十六年
特例インドネシア人第五陣看護師候補者	平成二十七年
特例インドネシア人第六陣看護師候補者	平成二十八年
特例インドネシア人第七陣看護師候補者	平成二十九年
特例インドネシア人第八陣看護師候補者	平成三十年度
特例インドネシア人第九陣看護師候補者	令和元年度
特例インドネシア人第十陣看護師候補者	令和二年度
特例インドネシア人第十一陣看護師候補者	令和三年度
特例インドネシア人第十二陣看護師候補者	令和四年度
特例インドネシア人第十三陣看護師候補者	令和六年度
特例インドネシア人第十四陣看護師候補者	令和六年度
特例インドネシア人第十五陣看護師候補者	令和七年度

別表第二（第一の三、第二の二、第五の一関係）

区分	年度
特例インドネシア人第一陣介護福祉士候補者	平成二十四年度
特例インドネシア人第二陣介護福祉士候補者	平成二十五年度
特例インドネシア人第三陣介護福祉士候補者	平成二十六年
特例インドネシア人第四陣介護福祉士候補者	平成二十七年
特例インドネシア人第五陣介護福祉士候補者	平成二十八年
特例インドネシア人第六陣介護福祉士候補者	平成二十九年
特例インドネシア人第七陣介護福祉士候補者	平成三十年度
特例インドネシア人第八陣介護福祉士候補者	令和元年度
特例インドネシア人第九陣介護福祉士候補者	令和二年度
特例インドネシア人第十陣介護福祉士候補者	令和三年度
特例インドネシア人第十一陣介護福祉士候補者	令和四年度
特例インドネシア人第十二陣介護福祉士候補者	令和五年度
特例インドネシア人第十三陣介護福祉士候補者	令和七年度
特例インドネシア人第十四陣介護福祉士候補者	令和七年度

平成 24 年厚生労働省告示第 190 号
 (平成 24 年 3 月 30 日 公 示)
 (平成 24 年 9 月 10 日 一部改正)
 (平成 24 年 9 月 18 日 一部改正)
 (平成 25 年 3 月 25 日 一部改正)
 (平成 26 年 3 月 25 日 一部改正)
 (平成 27 年 3 月 27 日 一部改正)
 (平成 28 年 3 月 30 日 一部改正)
 (平成 29 年 3 月 29 日 一部改正)
 (平成 30 年 3 月 29 日 一部改正)
 (平成 31 年 3 月 28 日 一部改正)
 (令和 2 年 3 月 26 日 一部改正)
 (令和 3 年 3 月 29 日 一部改正)
 (令和 4 年 3 月 28 日 一部改正)
 (令和 5 年 3 月 27 日 一部改正)
 (令和 6 年 3 月 26 日 一部改正)
 (令和 7 年 3 月 25 日 一部改正)

特例フィリピン人看護師候補者及び特例フィリピン人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針

第一 総論

一 目的

この指針は、平成二十一年度から令和四年度までにフィリピン人看護師候補者として入国した者及び平成二十一年度から令和三年度までにフィリピン人介護福祉士候補者として入国した者が、「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の適用を受けるフィリピン人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件」(平成二十四年法務省告示第百五十九号。以下「法務省告示」という。)の特例による許可を受け、また、当該許可を受けて在留を継続するに当たり、特例フィリピン人看護師候補者等の研修としての就労を適切に実施する等の観点から求められる基本的事項を明らかにすることにより、円滑かつ適正な在留管理の下で、特例受入れ施設における適正な雇用管理、適切な研修の実施等を確保し、もって平成二十四年度から令和七年度までに実施される看護師国家試験又は平成二十五年度から令和七年度までに実施される介護福祉士国家試験の合格を目指す特例フィリピン人看護師候補者等が看護師の資格(保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号)に基づく看護師の資格をいう。以下同じ。)又は介護福祉士の資格(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)に基づく介護福祉士の資格をいう。以下同じ。)の取得に必要な知識及び技術の修得を図ることを目的とする。

二 定義

この指針における用語の定義は、「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針」(平成二十年厚生労働省告示第五百九号。以下「協定指針」という。)第一の四に定めるもののほか、次の 1 から 32 までに定めるところによる。

- 1 特例フィリピン人看護師候補者等 特例フィリピン人看護師候補者及び特例フィリピン人介護福祉士候補者をいう。
- 2 特例フィリピン人看護師候補者 特例フィリピン人第一陣看護師候補者、特例フィリピン人第二陣看護師候補者、特例フィリピン人第三陣看護師候補者、特例フィリピン人第四陣看護師候補者、特例フィリピン人第五陣看護師候補者、特例フィリピン人第六陣看護師候補者、特例フィリピン人第七陣看護師候補者、特例フィリピン人第八陣看護師候補者、特例フィリピン人第九陣看護師候補者、特例フィリピン人第十陣看護師候補者、特例フィリピン人第十一陣看護師候補者、特例フィリピン人第十二陣看護師候補者、特例フィリピン人第十三陣看護師候補者及び特例フィリピン人第十四陣看護師候補者をいう。
- 3 特例フィリピン人介護福祉士候補者 特例フィリピン人第一陣介護福祉士候補者、特例フィリピン人第二陣介護福祉士候補者、特例フィリピン人第三陣介護福祉士候補者、特例フィリピン人第四陣介護福祉士候補者、特例フィリピン人第五陣介護福祉士候補者、特例フィリピン人第六陣介護福祉士候補者、特例フィリピン人第七陣介護福祉士候補者、特例フィリピン人第八陣介護福祉士候補者、特例フィリピン人第九陣介護福祉士候補者、特例フィリピン人第十陣介護福祉士候補者、特例フィリピン人第十一陣介護福祉士候補者、特例フィリピン人第十二陣介護福祉士候補者及び特例フィリピン人第十三陣介護福祉士候補者をいう。
- 4 特例フィリピン人第一陣看護師候補者 平成二十一年度にフィリピン人看護師候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 5 特例フィリピン人第二陣看護師候補者 平成二十二年度にフィリピン人看護師候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 6 特例フィリピン人第三陣看護師候補者 平成二十三年度にフィリピン人看護師候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 7 特例フィリピン人第四陣看護師候補者 平成二十四年度にフィリピン人看護師候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 8 特例フィリピン人第五陣看護師候補者 平成二十五年度にフィリピン人看護師候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 9 特例フィリピン人第六陣看護師候補者 平成二十六年にフィリピン人看護師候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 10 特例フィリピン人第七陣看護師候補者 平成二十七年度にフィリピン人看護師候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 11 特例フィリピン人第八陣看護師候補者 平成二十八年度にフィリピン人看護師候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 12 特例フィリピン人第九陣看護師候補者 平成二十九年度にフィリピン人看護師候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 13 特例フィリピン人第十陣看護師候補者 平成三十年度にフィリピン人看護師候補

者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。

- 14 特例フィリピン人第十一陣看護師候補者 令和元年度にフィリピン人看護師候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 15 特例フィリピン人第十二陣看護師候補者 令和三年五月にフィリピン人看護師候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 16 特例フィリピン人第十三陣看護師候補者 令和三年十月にフィリピン人看護師候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 17 特例フィリピン人第十四陣看護師候補者 令和四年度にフィリピン人看護師候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 18 特例フィリピン人第一陣介護福祉士候補者 平成二十一年度にフィリピン人介護福祉士候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 19 特例フィリピン人第二陣介護福祉士候補者 平成二十二年度にフィリピン人介護福祉士候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 20 特例フィリピン人第三陣介護福祉士候補者 平成二十三年度にフィリピン人介護福祉士候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 21 特例フィリピン人第四陣介護福祉士候補者 平成二十四年度にフィリピン人介護福祉士候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 22 特例フィリピン人第五陣介護福祉士候補者 平成二十五年度にフィリピン人介護福祉士候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 23 特例フィリピン人第六陣介護福祉士候補者 平成二十六年度にフィリピン人介護福祉士候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 24 特例フィリピン人第七陣介護福祉士候補者 平成二十七年度にフィリピン人介護福祉士候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 25 特例フィリピン人第八陣介護福祉士候補者 平成二十八年度にフィリピン人介護福祉士候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 26 特例フィリピン人第九陣介護福祉士候補者 平成二十九年度にフィリピン人介護福祉士候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 27 特例フィリピン人第十陣介護福祉士候補者 平成三十年度にフィリピン人介護福祉士候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 28 特例フィリピン人第十一陣介護福祉士候補者 令和元年度にフィリピン人介護福祉士候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許

可を受けた者をいう。

- 29 特例フィリピン人第十二陣介護福祉士候補者 令和三年三月及び同年五月にフィリピン人介護福祉士候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 30 特例フィリピン人第十三陣介護福祉士候補者 令和三年十月にフィリピン人介護福祉士候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 31 特例受入れ機関 その設立している施設において雇用する契約を特例フィリピン人看護師候補者等との間で締結した日本国内にある医療法人、社会福祉法人等の公私の機関をいう。
- 32 特例受入れ施設 在留資格の変更の許可に係る第二の一の1の(1)の活動に従事するため、特例フィリピン人看護師候補者が特例受入れ機関との労働契約に基づき就労する病院及び在留資格の変更の許可に係る第二の二の1の(1)の活動に従事するため、特例フィリピン人介護福祉士候補者が特例受入れ機関との労働契約に基づき就労する特別養護老人ホーム、介護老人保健施設その他の介護施設をいう。

三 特例フィリピン人看護師候補者等及び特例受入れ機関の責務

1 特例フィリピン人看護師候補者の責務

特例フィリピン人看護師候補者は、特例受入れ機関の指導に従い、看護師の資格の取得に必要な知識及び技術の修得に精励し、別表第一の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年度に実施される看護師国家試験の合格を目指して取り組むものとする。

2 特例フィリピン人介護福祉士候補者の責務

特例フィリピン人介護福祉士候補者は、特例受入れ機関の指導に従い、介護福祉士の資格の取得に必要な知識及び技術の修得に精励し、別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年度に実施される介護福祉士国家試験の合格を目指して取り組むものとする。

3 特例受入れ機関の責務

特例受入れ機関は、特例フィリピン人看護師候補者等が、別表第一又は別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれこれらの別表の下欄に掲げる年度に実施される看護師国家試験又は介護福祉士国家試験に合格するために必要な知識及び技術の修得が図られるよう、特例フィリピン人看護師候補者等の特性に応じた指導を行うとともに、特例受入れ施設における適正な雇用管理の実施及び質の高い研修体制の確保に取り組むものとする。

第二 看護師及び介護福祉士の資格取得前の特例受入れ施設における研修としての就労

一 看護師の資格取得を目的とした研修としての就労

1 特例フィリピン人看護師候補者の要件

特例フィリピン人看護師候補者は、研修としての就労を適切に実施する等の観点から、次の(1)から(3)までに掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定（以下「日フィリピン協定」という。）附属書八第一部第六節1(a)の規定に基づき受入れ調整機関に紹介を受けた機関（特例フィリピン人看護師候補者が更に法務省告示の特例による許可を受ける場合にあっては、受入れ調整機関に紹介を受けた機関）との労働契約に基づいて、次のイ及びロの活動に従事する者であること。

イ 法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けてから、別表第一の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年度に実施される看護師国家試験まで継続して行われる看護師の監督の下での研修を通じた病院における当該

看護師国家試験の合格のために必要な知識及び技術の修得

ロ イの活動後、看護師の監督の下での研修を通じた病院における必要な知識及び技術の修得

- (2) 第一の三の 1 の責務にのっとり、 3 の(1)の看護研修改善計画に基づく研修に取り組むとの意思を誓約する署名を行った者であること。
- (3) 別表第一の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年度の前年度に実施された看護師国家試験において不合格であり、かつ、その得点が、当該試験の合格点に一定の割合を乗じて得た点数として外務省から厚生労働省に対して通知のあった基準に相当する得点以上の者であること。

2 特例受入れ施設の要件

特例受入れ施設は、研修としての就労を適切に実施する観点から、次の(1)から(4)までに掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 協定指針第二の一の 3（同(1)から(7)までに係る部分に限る。）の規定を特例受入れ施設について準用する場合に当該特例受入れ施設に係る要件を満たしていること。この場合において、協定指針第二の一の 3 中「フィリピン人看護師候補者が就労する受入れ施設の要件」とあるのは「特例フィリピン人看護師候補者が就労する受入れ施設の要件」と、「フィリピン人看護師候補者が就労する受入れ施設は」とあるのは「特例フィリピン人看護師候補者（特例フィリピン人看護師候補者及び特例フィリピン人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十四年厚生労働省告示第百九十号。以下「特例フィリピン人看護師候補者等指針」という。）第一の二の 2 に規定する特例フィリピン人看護師候補者をいう。）が就労する受入れ施設は」と、協定指針第二の一の 3 の(4)中「 4 の(1)の看護研修計画」とあるのは「特例フィリピン人看護師候補者等指針第二の一の 3 の(1)の看護研修改善計画」と、協定指針第二の一の 3 の(7)中「特例フィリピン人看護師候補者及び特例フィリピン人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十四年厚生労働省告示第百九十号。以下「特例フィリピン人看護師候補者等指針」という。）」とあるのは「特例フィリピン人看護師候補者等指針」と読み替えるものとする。
- (2) 第一の三の 3 の責務にのっとり、 3 の(1)の看護研修改善計画に基づき適切な研修を実施するとの意思を誓約する署名を行った機関により設立されたものであること。
- (3) 過去三年間に、第五の一の 2、特例インドネシア人看護師候補者及び特例インドネシア人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十三年厚生労働省告示第百九十二号。以下「特例インドネシア人看護師候補者等指針」という。）第五の一の 2 若しくは特例ベトナム人看護師候補者及び特例ベトナム人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十九年厚生労働省告示第九十九号。以下「特例ベトナム人看護師候補者等指針」という。）第五の一の 2 又は協定指針第四の二の 4、経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十年厚生労働省告示第三百十二号。以下「インドネシア人看護師等受入れ指針」という。）第四の二の 4 若しくは看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文に基づく看護及び介護分野におけるベトナム人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十四年厚生労働省告示第五百七号。以下「ベトナム人看護師等受入れ指針」という。）第四の二の 4 の規定による報告（以下「特例受入れ機関等報告」という。）を拒否し、又は不当に遅

延させたことがない機関により設立されたものであること。

- (4) 過去三年間に、第五の一の3、特例インドネシア人看護師候補者等指針第五の一の3若しくは特例ベトナム人看護師候補者等指針第五の一の3又は協定指針第四の二の5、インドネシア人看護師等受入れ指針第四の二の5若しくはベトナム人看護師等受入れ指針第四の二の5の規定による巡回訪問（以下「受入れ調整機関による巡回訪問」という。）の際の求められた必要な協力を拒んだことがない機関により設立されたものであること。

3 研修の要件

特例フィリピン人看護師候補者の研修は、次の(1)から(4)までに掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 研修内容は、各特例フィリピン人看護師候補者の特性に応じて、別表第一の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年度に実施される看護師国家試験の合格を目指すものとし、看護研修改善計画として、当該研修内容を実施するとともに、協定指針第二の一の4の(1)の看護研修計画に対する評価を踏まえた改善内容について明らかにしたものが作成されていること。
- (2) 研修を統括する研修責任者並びに専門的な知識及び技術に関する学習の支援、日本語学習の支援、生活支援等を行う研修支援者が配置され、(1)の看護研修改善計画を実施するために必要な体制が整備されていること。
- (3) 研修責任者は、原則として看護部門の教育責任者とし、研修支援者は、原則として三年以上の業務経験のある看護師とすること。
- (4) 研修が行われる病床は、医療保険が適用されるものに限ること。

4 特例受入れ機関との労働契約の要件

1の(1)の労働契約は、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることを内容とするものでなければならない。

二 介護福祉士の資格取得を目的とした研修としての就労

1 特例フィリピン人介護福祉士候補者の要件

特例フィリピン人介護福祉士候補者は、研修としての就労を適切に実施する等の観点から、次の(1)から(3)までに掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 日フィリピン協定附属書八第一部第六節1(b)の規定に基づき受入れ調整機関に紹介を受けた機関（特例フィリピン人介護福祉士候補者が更に法務省告示の特例による許可を受ける場合にあっては、受入れ調整機関に紹介を受けた機関）との労働契約に基づいて、次のイ及びロの活動に従事する者であること。

イ 法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けてから、別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年度に実施される介護福祉士国家試験まで継続して行われる介護福祉士の監督の下での研修を通じた介護施設における当該介護福祉士国家試験の合格のために必要な知識及び技術の修得

ロ イの活動後、介護福祉士の監督の下での研修を通じた介護施設における必要な知識及び技術の修得

- (2) 第一の三の2の責務にのっとり、3の(1)の介護研修改善計画に基づく研修に取り組むとの意思を誓約する署名を行った者であること。
- (3) 別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年度の前年度に実施された介護福祉士国家試験において不合格であり、かつ、その得点が、当該試験の合格点に一定の割合を乗じて得た点数として外務省から厚生労働省に対して通知のあった基準に相当する得点以上の者であること。

2 特例受入れ施設の要件

特例受入れ施設は、研修としての就労を適切に実施する観点から、次の(1)から(4)までに掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 協定指針第二の二の三（同(1)から(4)までに係る部分に限る。）の規定を特例受入れ施設について準用する場合に当該特例受入れ施設に係る要件を満たしていること。この場合において、「フィリピン人介護福祉士候補者が就労する受入れ施設の要件」とあるのは「特例フィリピン人介護福祉士候補者が就労する受入れ施設の要件」と、「フィリピン人介護福祉士候補者が就労する受入れ施設は」とあるのは「特例フィリピン人介護福祉士候補者（特例フィリピン人看護師候補者等指針第一の二の三に規定する特例フィリピン人介護福祉士候補者をいう。）が就労する受入れ施設は」と読み替えるものとする。
- (2) 第一の三の三の責務にのっとり、三の(1)の介護研修改善計画に基づき適切な研修を実施するとの意思を誓約する署名を行った機関により設立されたものであること。
- (3) 過去三年間に、特例受入れ機関等報告を拒否し、又は不当に遅延させたことがない機関により設立されたものであること。
- (4) 過去三年間に、受入れ調整機関による巡回訪問の際の求められた必要な協力を拒んだことがない機関により設立されたものであること。

3 研修の要件

特例フィリピン人介護福祉士候補者の研修は、次の(1)から(3)までに掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 研修内容は、各特例フィリピン人介護福祉士候補者の特性に応じて、別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年度に実施される介護福祉士国家試験の合格を目指すものとし、介護研修改善計画として、当該研修内容を実施するとともに、協定指針第二の二の四の(1)の介護研修計画に対する評価を踏まえた改善内容について明らかにしたものが作成されていること。
- (2) 研修を統括する研修責任者並びに専門的な知識及び技術に関する学習の支援、日本語学習の支援、生活支援等を行う研修支援者が配置され、(1)の介護研修改善計画を実施するために必要な体制が整備されていること。
- (3) 研修責任者は、原則として、五年以上介護業務に従事した経験があつて介護福祉士の資格を有する者とする。

4 特例受入れ機関との労働契約の要件

1の(1)の労働契約は、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることを内容とするものでなければならない。

第三 看護師及び介護福祉士の資格取得後の就労

一 フィリピン人看護師の就労

特例フィリピン人看護師候補者であつた者が看護師の資格を取得した後の看護師としての就労に当たっての要件等は、協定指針第三の一による。

二 フィリピン人介護福祉士の就労

特例フィリピン人介護福祉士候補者であつた者が介護福祉士の資格を取得した後の介護福祉士としての就労に当たっての要件等は、協定指針第三の二による。

第四 厚生労働省による確認

一 特例フィリピン人看護師候補者の要件の確認

平成二十一年度から令和四年度までに入国したフィリピン人看護師候補者であつて法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けようとするものを受け入れようとする機関からの依頼に応じて、厚生労働省職業安定局長は、当該機関が日フィリピン協定に基づき当該フィリピン人看護師候補者を現に雇用するものであるか否かを確

認するとともに、同省医政局長は、第二の一の１の(2)及び(3)の要件、同２の(2)の要件並びに同３の(1)及び(2)の要件を満たすか否かを確認し、同省職業安定局長及び医政局長は、それらの結果を当該機関に対して通知するものとする。

二 特例フィリピン人介護福祉士候補者の要件の確認

平成二十一年度から令和三年度までに入国したフィリピン人介護福祉士候補者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けようとするものを受け入れようとする機関からの依頼に応じて、厚生労働省職業安定局長は、当該機関が日フィリピン協定に基づき当該フィリピン人介護福祉士候補者を現に雇用するものであるか否かを確認するとともに、同省社会・援護局長は、第二の二の１の(2)及び(3)の要件、同２の(2)の要件並びに同３の(1)及び(2)の要件を満たすか否かを確認し、同省職業安定局長及び社会・援護局長は、それらの結果を当該機関に対して通知するものとする。

第五 受入れ調整機関による相談対応等

一 受入れ調整機関の事業

受入れ調整機関は、特例フィリピン人看護師候補者等に対する適正な雇用管理、適切な研修等を確保するため、次に掲げる事業を実施する。

１ 特例受入れ機関との契約の締結

受入れ調整機関は、２の規定による報告及び３の規定による巡回訪問に関する守秘義務を含む受入れ支援に係る契約を特例受入れ機関と締結するものとする。

２ 特例受入れ機関からの報告の受理

(1) 在留資格変更時報告

特例受入れ機関は、受け入れている者が法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた場合には、その旨及び第二の一の３の(1)の看護研修改善計画又は同二の３の(1)の介護研修改善計画を速やかに受入れ調整機関に報告するものとする。

(2) 定期報告

イ 特例受入れ機関は、特例受入れ施設の要件の遵守状況及び労働契約の要件の遵守状況について、別表第一又は別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれこれらの別表の下欄に掲げる年度の一月一日現在で取りまとめ、遅滞なく、受入れ調整機関に報告するものとする。

ロ 特例受入れ機関は、受け入れている各特例フィリピン人看護師候補者等の研修の実施状況について、別表第一又は別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれこれらの別表の下欄に掲げる年度の十月一日現在で取りまとめ、遅滞なく、受入れ調整機関に報告するものとする。

(3) 随時報告

イ 特例受入れ機関は、受け入れている特例フィリピン人看護師候補者等が死亡若しくは失踪した場合又は当該特例フィリピン人看護師候補者等が出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条第一項の規定に違反して収入を伴う事業を運営する活動若しくは報酬を受ける活動を行っていると思料する場合には、速やかに受入れ調整機関に報告するものとする。

ロ 特例受入れ機関は、受け入れている特例フィリピン人看護師候補者等が特定活動の在留資格（特例フィリピン人看護師候補者等又はフィリピン人看護師若しくはフィリピン人介護福祉士に係る活動を指定されたものに限る。）以外の在留資格への変更の許可を受けた場合には、速やかにその旨を受入れ調整機関に報告するものとする。

ハ 特例受入れ機関は、受け入れている特例フィリピン人看護師候補者等との労働契約を終了する場合には、あらかじめ、その旨を受入れ調整機関に報告する

ものとする。

二 特例受入れ機関は、受け入れている特例フィリピン人看護師候補者等について、別表第一又は別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれこれらの別表の下欄に掲げる年度に実施される看護師国家試験又は介護福祉士国家試験の可否の結果を把握し、速やかに受入れ調整機関に報告するものとする。

ホ 特例受入れ機関は、受け入れている特例フィリピン人看護師候補者等が帰国した場合には、帰国後、速やかにその旨を受入れ調整機関に報告するものとする。

(4) 受入れ調整機関は、(1)から(3)までに掲げるほか、特例フィリピン人看護師候補者等に対する適正な雇用管理、適切な研修の実施等を確保するため、必要があると認めるときは、特例受入れ機関に対し、必要な報告を求めるものとする。

(5) 受入れ調整機関は、(1)から(4)までの報告その他整理した必要な情報を厚生労働大臣に提出するものとする。

3 特例受入れ施設に対する巡回訪問

受入れ調整機関は、定期的に又は必要に応じて特例フィリピン人看護師候補者等の特例受入れ施設を巡回訪問し、特例受入れ機関による特例フィリピン人看護師候補者等の雇用管理の状況又は研修の実施状況等を把握する。

4 特例フィリピン人看護師候補者等からの相談等に対する対応

受入れ調整機関は、特例フィリピン人看護師候補者等から、特例受入れ機関における研修、指導体制、就労環境等について相談、苦情等があった場合には、適切に相談、苦情等に応じ、説明等を行う。

5 特例受入れ機関に対する相談支援

受入れ調整機関は、特例受入れ機関から、特例フィリピン人看護師候補者等の研修、雇用管理等について相談等があった場合には、適切に相談等に応じ、説明、助言等を行うものとする。

6 特例受入れ機関に対する助言

受入れ調整機関は、2の規定による報告又は3の規定による巡回訪問の実施等に関して、必要があると認めるときは、特例受入れ機関に対し、必要な助言を行う。

7 関係行政機関との連携等

受入れ調整機関は、2の規定による報告、3の規定による巡回訪問の実施、4若しくは5の規定による相談への対応又は6の規定による助言等に関して、必要があると認めるときは、都道府県労働局、地方出入国在留管理局等の関係行政機関に連絡すること等により、問題の解決を図る。

二 受入れ調整機関に対する助言等

厚生労働大臣は、特例フィリピン人看護師候補者等に対する適切な研修、適正な雇用管理等を確保するため、受入れ調整機関に対し、特例受入れ機関における研修の実施状況その他の必要な事項の報告の提出を求め、その他必要な助言を行うものとする。

第六 適正な雇用管理、適切な研修の実施等を確保するための措置

厚生労働大臣は第五の一の2の規定による報告がないときのほか、特例フィリピン人看護師候補者等の職業の安定に関し必要があると認めるときは、特例受入れ機関から必要な報告の提出を求めるものとする。

別表第一（第一の三、第二の一、第五の一関係）

区分	年度
特例フィリピン人第一陣看護師候補者	平成二十四年度
特例フィリピン人第二陣看護師候補者	平成二十五年度

特例フィリピン人第三陣看護師候補者	平成二十六年
特例フィリピン人第四陣看護師候補者	平成二十七年
特例フィリピン人第五陣看護師候補者	平成二十八年
特例フィリピン人第六陣看護師候補者	平成二十九年
特例フィリピン人第七陣看護師候補者	平成三十年
特例フィリピン人第八陣看護師候補者	令和元年度
特例フィリピン人第九陣看護師候補者	令和二年度
特例フィリピン人第十陣看護師候補者	令和三年度
特例フィリピン人第十一陣看護師候補者	令和四年度
特例フィリピン人第十二陣看護師候補者	令和六年度
特例フィリピン人第十三陣看護師候補者	令和六年度
特例フィリピン人第十四陣看護師候補者	令和七年度

別表第二（第一の三、第二の二、第五の一関係）

区分	年度
特例フィリピン人第一陣介護福祉士候補者	平成二十五年度
特例フィリピン人第二陣介護福祉士候補者	平成二十六年
特例フィリピン人第三陣介護福祉士候補者	平成二十七年
特例フィリピン人第四陣介護福祉士候補者	平成二十八年
特例フィリピン人第五陣介護福祉士候補者	平成二十九年
特例フィリピン人第六陣介護福祉士候補者	平成三十年
特例フィリピン人第七陣介護福祉士候補者	令和元年度
特例フィリピン人第八陣介護福祉士候補者	令和二年度
特例フィリピン人第九陣介護福祉士候補者	令和三年度
特例フィリピン人第十陣介護福祉士候補者	令和四年度
特例フィリピン人第十一陣介護福祉士候補者	令和五年度
特例フィリピン人第十二陣介護福祉士候補者	令和七年度
特例フィリピン人第十三陣介護福祉士候補者	令和七年度

平成 29 年厚生労働省告示第 99 号
(平成 29 年 3 月 29 日公示)
(平成 30 年 3 月 29 日一部改正)
(平成 31 年 3 月 28 日一部改正)
(令和 2 年 3 月 26 日一部改正)
(令和 3 年 3 月 29 日一部改正)
(令和 4 年 3 月 28 日一部改正)
(令和 5 年 3 月 27 日一部改正)
(令和 6 年 3 月 26 日一部改正)
(令和 7 年 3 月 25 日一部改正)

特例ベトナム人看護師候補者及び特例ベトナム人介護福祉士候補者の雇用管理、 研修の実施等に関する指針

第一 総論

一 目的

この指針は、平成二十六年度から令和四年度までにベトナム人看護師候補者として入国した者並びに平成二十六年度から令和三年度までにベトナム人介護福祉士候補者として入国した者が、「平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡の適用を受けるベトナム人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件」(平成二十九年法務省告示第二百四十八号。以下「法務省告示」という。)の特例による許可を受け、また、当該許可を受けて在留を継続するに当たり、特例ベトナム人看護師候補者等の研修としての就労を適切に実施する等の観点から求められる基本的事項を明らかにすることにより、円滑かつ適正な在留管理の下で、特例受入れ施設における適正な雇用管理、適切な研修の実施等を確保し、もって平成二十九年度から令和七年度までに実施される看護師国家試験又は平成三十年度から令和七年度までに実施される介護福祉士国家試験の合格を目指す特例ベトナム人看護師候補者等が看護師の資格(保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三十三号)に基づく看護師の資格をいう。以下同じ。)又は介護福祉士の資格(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)に基づく介護福祉士の資格をいう。以下同じ。)の取得に必要な知識及び技術の修得を図ることを目的とする。

二 定義

この指針における用語の定義は、「看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文に基づく看護及び介護分野におけるベトナム人看護師等の受入れの実施に関する指針」(平成二十四年厚生労働省告示第五百七号。以下「交換公文指針」という。)第一の四に定めるもののほか、次の 1 から 22 までに定めるところによる。

- 1 特例ベトナム人看護師候補者等 特例ベトナム人看護師候補者及び特例ベトナム人介護福祉士候補者をいう。
- 2 特例ベトナム人看護師候補者 特例ベトナム人第一陣看護師候補者、特例ベトナム人第二陣看護師候補者、特例ベトナム人第三陣看護師候補者、特例ベトナム人第

四陣看護師候補者、特例ベトナム人第五陣看護師候補者、特例ベトナム人第六陣看護師候補者、特例ベトナム人第七陣看護師候補者、特例ベトナム人第八陣看護師候補者及び特例ベトナム人第九陣看護師候補者をいう。

- 3 特例ベトナム人介護福祉士候補者 特例ベトナム人第一陣介護福祉士候補者、特例ベトナム人第二陣介護福祉士候補者、特例ベトナム人第三陣介護福祉士候補者、特例ベトナム人第四陣介護福祉士候補者、特例ベトナム人第五陣介護福祉士候補者、特例ベトナム人第六陣介護福祉士候補者、特例ベトナム人第七陣介護福祉士候補者及び特例ベトナム人第八陣介護福祉士候補者をいう。
- 4 特例ベトナム人第一陣看護師候補者 平成二十六年度にベトナム人看護師候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 5 特例ベトナム人第二陣看護師候補者 平成二十七年度にベトナム人看護師候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 6 特例ベトナム人第三陣看護師候補者 平成二十八年度にベトナム人看護師候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 7 特例ベトナム人第四陣看護師候補者 平成二十九年度にベトナム人看護師候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 8 特例ベトナム人第五陣看護師候補者 平成三十年度にベトナム人看護師候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 9 特例ベトナム人第六陣看護師候補者 令和元年度にベトナム人看護師候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 10 特例ベトナム人第七陣看護師候補者 令和二年度にベトナム人看護師候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 11 特例ベトナム人第八陣看護師候補者 令和三年度にベトナム人看護師候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 12 特例ベトナム人第九陣看護師候補者 令和四年度にベトナム人看護師候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 13 特例ベトナム人第一陣介護福祉士候補者 平成二十六年度にベトナム人介護福祉士候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 14 特例ベトナム人第二陣介護福祉士候補者 平成二十七年度にベトナム人介護福祉士候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 15 特例ベトナム人第三陣介護福祉士候補者 平成二十八年度にベトナム人介護福祉士候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可

を受けた者をいう。

- 16 特例ベトナム人第四陣介護福祉士候補者 平成二十九年度にベトナム人介護福祉士候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 17 特例ベトナム人第五陣介護福祉士候補者 平成三十年度にベトナム人介護福祉士候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 18 特例ベトナム人第六陣介護福祉士候補者 令和元年度にベトナム人介護福祉士候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 19 特例ベトナム人第七陣介護福祉士候補者 令和二年度にベトナム人介護福祉士候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 20 特例ベトナム人第八陣介護福祉士候補者 令和三年度にベトナム人介護福祉士候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 21 特例受入れ機関 その設立している施設において雇用する契約を特例ベトナム人看護師候補者等との間で締結した日本国内にある医療法人、社会福祉法人等の公私の機関をいう。
- 22 特例受入れ施設 在留資格の変更の許可に係る第二の一の1の(1)の活動に従事するため、特例ベトナム人看護師候補者が特例受入れ機関との労働契約に基づき就労する病院及び在留資格の変更の許可に係る第二の二の1の(1)の活動に従事するため、特例ベトナム人介護福祉士候補者が特例受入れ機関との労働契約に基づき就労する特別養護老人ホーム、介護老人保健施設その他の介護施設をいう。

三 特例ベトナム人看護師候補者等及び特例受入れ機関の責務

1 特例ベトナム人看護師候補者の責務

特例ベトナム人看護師候補者は、特例受入れ機関の指導に従い、看護師の資格の取得に必要な知識及び技術の修得に精励し、別表第一の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年度に実施される看護師国家試験の合格を目指して取り組むものとする。

2 特例ベトナム人介護福祉士候補者の責務

特例ベトナム人介護福祉士候補者は、特例受入れ機関の指導に従い、介護福祉士の資格の取得に必要な知識及び技術の修得に精励し、別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年度に実施される介護福祉士国家試験の合格を目指して取り組むものとする。

3 特例受入れ機関の責務

特例受入れ機関は、特例ベトナム人看護師候補者等が、別表第一又は別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれこれらの別表の下欄に掲げる年度に実施される看護師国家試験又は介護福祉士国家試験に合格するために必要な知識及び技術の修得が図られるよう、特例ベトナム人看護師候補者等の特性に応じた指導を行うとともに、特例受入れ施設における適正な雇用管理の実施及び質の高い研修体制の確保に取り組むものとする。

第二 看護師及び介護福祉士の資格取得前の特例受入れ施設における研修としての就労

一 看護師の資格取得を目的とした研修としての就労

1 特例ベトナム人看護師候補者の要件

特例ベトナム人看護師候補者は、研修としての就労を適切に実施する等の観点から、次の(1)から(3)までに掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡（以下「交換公文」という。）の1の(a)の規定に基づき受入れ調整機関に紹介を受けた機関（特例ベトナム人看護師候補者が更に法務省告示の特例による許可を受ける場合にあっては、受入れ調整機関に紹介を受けた機関）との労働契約に基づいて、次のイ及びロの活動に従事する者であること。

イ 法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けてから、別表第一の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年度に実施される看護師国家試験まで継続して行われる看護師の監督の下での研修を通じた病院における当該看護師国家試験の合格のために必要な知識及び技術の修得

ロ イの活動後、看護師の監督の下での研修を通じた病院における必要な知識及び技術の修得

- (2) 第一の三の1の責務にのっとり、3の(1)の看護研修改善計画に基づく研修に取り組むとの意思を誓約する署名を行った者であること。
- (3) 別表第一の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年度の前年度に実施された看護師国家試験において不合格であり、かつ、その得点が、当該試験の合格点に一定の割合を乗じて得た点数として外務省から厚生労働省に対して通知のあった基準に相当する得点以上の者であること。

2 特例受入れ施設の要件

特例受入れ施設は、研修としての就労を適切に実施する観点から、次の(1)から(4)までに掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 交換公文指針第二の一の3（同(1)から(7)までに係る部分に限る。）の規定を特例受入れ施設について準用する場合に当該特例受入れ施設に係る要件を満たしていること。この場合において、交換公文指針第二の一の3中「ベトナム人看護師候補者が就労する受入れ施設の要件」とあるのは「特例ベトナム人看護師候補者が就労する受入れ施設の要件」と、「ベトナム人看護師候補者が就労する受入れ施設は」とあるのは「特例ベトナム人看護師候補者（特例ベトナム人看護師候補者及び特例ベトナム人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十九年厚生労働省告示第九十九号。以下「特例ベトナム人看護師候補者等指針」という。）第一の二の2に規定する特例ベトナム人看護師候補者をいう。）が就労する受入れ施設は」と、交換公文指針第二の一の3の(4)中「4の(1)の看護研修計画」とあるのは「特例ベトナム人看護師候補者等指針第二の一の3の(1)の看護研修改善計画」と、交換公文指針第二の一の3の(7)中「特例ベトナム人看護師候補者及び特例ベトナム人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十九年厚生労働省告示第九十九号。以下「特例ベトナム人看護師候補者等指針」という。）」とあるのは「特例ベトナム人看護師候補者等指針」と読み替えるものとする。

- (2) 第一の三の3の責務にのっとり、3の(1)の看護研修改善計画に基づき適切な研修を実施するとの意思を誓約する署名を行った機関により設立されたものであ

ること。

- (3) 過去三年間に、第五の一の2、特例インドネシア人看護師候補者及び特例インドネシア人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十三年厚生労働省告示第百九十二号。以下「特例インドネシア人看護師候補者等指針」という。）第五の一の2若しくは特例フィリピン人看護師候補者及び特例フィリピン人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十四年厚生労働省告示第百九十号。以下「特例フィリピン人看護師候補者等指針」という。）第五の一の2又は交換公文指針第四の二の4、経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十年厚生労働省告示第三百十二号。以下「インドネシア人看護師等受入れ指針」という。）第四の二の4若しくは経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十年厚生労働省告示第五百九号。以下「フィリピン人看護師等受入れ指針」という。）第四の二の4の規定による報告（以下「特例受入れ機関等報告」という。）を拒否し、又は不当に遅延させたことがない機関により設立されたものであること。
- (4) 過去三年間に、第五の一の3、特例インドネシア人看護師候補者等指針第五の一の3若しくは特例フィリピン人看護師候補者等指針第五の一の3又は交換公文指針第四の二の5、インドネシア人看護師等受入れ指針第四の二の5若しくはフィリピン人看護師等受入れ指針第四の二の5の規定による巡回訪問（以下「受入れ調整機関による巡回訪問」という。）の際の求められた必要な協力を拒んだことがない機関により設立されたものであること。

3 研修の要件

特例ベトナム人看護師候補者の研修は、次の(1)から(4)までに掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 研修内容は、各特例ベトナム人看護師候補者の特性に応じて、別表第一の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年度に実施される看護師国家試験の合格を目指すものとし、看護研修改善計画として、当該研修内容を実施するとともに、交換公文指針第二の一の4の(1)の看護研修計画に対する評価を踏まえた改善内容について明らかにしたものが作成されていること。
- (2) 研修を統括する研修責任者並びに専門的な知識及び技術に関する学習の支援、日本語学習の支援、生活支援等を行う研修支援者が配置され、(1)の看護研修改善計画を実施するために必要な体制が整備されていること。
- (3) 研修責任者は、原則として看護部門の教育責任者とし、研修支援者は、原則として三年以上の業務経験のある看護師とすること。
- (4) 研修が行われる病床は、医療保険が適用されるものに限ること。

4 特例受入れ機関との労働契約の要件

1の(1)の労働契約は、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けけることを内容とするものでなければならない。

二 介護福祉士の資格取得を目的とした研修としての就労

1 特例ベトナム人介護福祉士候補者の要件

特例ベトナム人介護福祉士候補者は、研修としての就労を適切に実施する等の観

点から、次の(1)から(3)までに掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 交換公文 の 1 の (b) の規定に基づき受入れ調整機関に紹介を受けた機関（特例ベトナム人介護福祉士候補者が更に法務省告示の特例による許可を受ける場合にあっては、受入れ調整機関に紹介を受けた機関）との労働契約に基づいて、次のイ及びロの活動に従事する者であること。

イ 法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けてから、別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年度に実施される介護福祉士国家試験まで継続して行われる介護福祉士の監督の下での研修を通じた介護施設における当該介護福祉士国家試験の合格のために必要な知識及び技術の修得

ロ イの活動後、介護福祉士の監督の下での研修を通じた介護施設における必要な知識及び技術の修得

(2) 第一の三の 2 の責務にのっとり、3 の(1)の介護研修改善計画に基づく研修に取り組むとの意思を誓約する署名を行った者であること。

(3) 別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年度の前年度に実施された介護福祉士国家試験において不合格であり、かつ、その得点が、当該試験の合格点に一定の割合を乗じて得た点数として外務省から厚生労働省に対して通知のあった基準に相当する得点以上の者であること。

2 特例受入れ施設の要件

特例受入れ施設は、研修としての就労を適切に実施する観点から、次の(1)から(4)までに掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 交換公文指針第二の二の 3（同(1)から(4)までに係る部分に限る。）の規定を特例受入れ施設について準用する場合に当該特例受入れ施設に係る要件を満たしていること。この場合において、「ベトナム人介護福祉士候補者が就労する受入れ施設の要件」とあるのは「特例ベトナム人介護福祉士候補者が就労する受入れ施設の要件」と、「ベトナム人介護福祉士候補者が就労する受入れ施設は」とあるのは「特例ベトナム人介護福祉士候補者（特例ベトナム人看護師候補者等指針第一の二の 3 に規定する特例ベトナム人介護福祉士候補者をいう。）が就労する受入れ施設は」と読み替えるものとする。

(2) 第一の三の 3 の責務にのっとり、3 の(1)の介護研修改善計画に基づき適切な研修を実施するとの意思を誓約する署名を行った機関により設立されたものであること。

(3) 過去三年間に、特例受入れ機関等報告を拒否し、又は不当に遅延させたことがない機関により設立されたものであること。

(4) 過去三年間に、受入れ調整機関による巡回訪問の際の求められた必要な協力を拒んだことがない機関により設立されたものであること。

3 研修の要件

特例ベトナム人介護福祉士候補者の研修は、次の(1)から(3)までに掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 研修内容は、各特例ベトナム人介護福祉士候補者の特性に応じて、別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年度に実施される介護福祉士国家試験の合格を目指すものとし、介護研修改善計画として、当該研修内容を実施するとともに、交換公文指針第二の二の 4 の(1)の介護研修計画に対する

評価を踏まえた改善内容について明らかにしたものが作成されていること。

(2) 研修を統括する研修責任者並びに専門的な知識及び技術に関する学習の支援、日本語学習の支援、生活支援等を行う研修支援者が配置され、(1)の介護研修改善計画を実施するために必要な体制が整備されていること。

(3) 研修責任者は、原則として、五年以上介護業務に従事した経験があつて介護福祉士の資格を有する者とする。

4 特例受入れ機関との労働契約の要件

1の(1)の労働契約は、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることを内容とするものでなければならない。

第三 看護師及び介護福祉士の資格取得後の就労

一 特例ベトナム人看護師候補者であつた者が看護師の資格を取得した後の看護師としての就労に当たっての要件等は、交換公文指針第三の一による。

二 特例ベトナム人介護福祉士候補者であつた者が介護福祉士の資格を取得した後の介護福祉士としての就労に当たっての要件等は、交換公文指針第三の二による。

第四 厚生労働省による確認

一 特例ベトナム人看護師候補者の要件の確認

平成二十六年度から令和四年度までに入国したベトナム人看護師候補者であつて法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けようとするものを受け入れようとする機関からの依頼に応じて、厚生労働省職業安定局長は、当該機関が交換公文に基づき当該ベトナム人看護師候補者を現に雇用するものであるか否かを確認するとともに、同省医政局長は、第二の一の1の(2)及び(3)の要件、同2の(2)の要件並びに同3の(1)及び(2)の要件を満たすか否かを確認し、同省職業安定局長及び医政局長は、それらの結果を当該機関に対して通知するものとする。

二 特例ベトナム人介護福祉士候補者の要件の確認

平成二十六年度から令和三年度までに入国したベトナム人介護福祉士候補者であつて法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けようとするものを受け入れようとする機関からの依頼に応じて、厚生労働省職業安定局長は、当該機関が交換公文に基づき当該ベトナム人介護福祉士候補者を現に雇用するものであるか否かを確認するとともに、同省社会・援護局長は、第二の二の1の(2)及び(3)の要件、同2の(2)の要件並びに同3の(1)及び(2)の要件を満たすか否かを確認し、同省職業安定局長及び社会・援護局長は、それらの結果を当該機関に対して通知するものとする。

第五 受入れ調整機関による相談対応等

一 受入れ調整機関の事業

受入れ調整機関は、特例ベトナム人看護師候補者等に対する適正な雇用管理、適切な研修等を確保するため、次に掲げる事業を実施する。

1 特例受入れ機関との契約の締結

受入れ調整機関は、2の規定による報告及び3の規定による巡回訪問に関する守秘義務を含む受入れ支援に係る契約を特例受入れ機関と締結するものとする。

2 特例受入れ機関からの報告の受理

(1) 在留資格変更時報告

特例受入れ機関は、受け入れている者が法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた場合には、その旨及び第二の一の3の(1)の看護研修改善計画又は同二の3の(1)の介護研修改善計画を速やかに受入れ調整機関に報告するも

のとする。

(2) 定期報告

イ 特例受入れ機関は、特例受入れ施設の要件の遵守状況及び労働契約の要件の遵守状況について、別表第一又は別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれこれらの別表の下欄に掲げる年度の一月一日現在で取りまとめ、遅滞なく、受入れ調整機関に報告するものとする。

ロ 特例受入れ機関は、受け入れている各特例ベトナム人看護師候補者等の研修の実施状況について、別表第一又は別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれこれらの別表の下欄に掲げる年度の十月一日現在で取りまとめ、遅滞なく、受入れ調整機関に報告するものとする。

(3) 随時報告

イ 特例受入れ機関は、受け入れている特例ベトナム人看護師候補者等が死亡若しくは失踪した場合又は当該特例ベトナム人看護師候補者等が出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条第一項の規定に違反して収入を伴う事業を運営する活動若しくは報酬を受ける活動を行っていると思料する場合には、速やかに受入れ調整機関に報告するものとする。

ロ 特例受入れ機関は、受け入れている特例ベトナム人看護師候補者等が特定活動の在留資格（特例ベトナム人看護師候補者等又はベトナム人看護師若しくはベトナム人介護福祉士に係る活動を指定されたものに限る。）以外の在留資格への変更の許可を受けた場合には、速やかにその旨を受入れ調整機関に報告するものとする。

ハ 特例受入れ機関は、受け入れている特例ベトナム人看護師候補者等との労働契約を終了する場合には、あらかじめ、その旨を受入れ調整機関に報告するものとする。

ニ 特例受入れ機関は、受け入れている特例ベトナム人看護師候補者等について、別表第一又は別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれこれらの別表の下欄に掲げる年度に実施される看護師国家試験又は介護福祉士国家試験の可否の結果を把握し、速やかに受入れ調整機関に報告するものとする。

ホ 特例受入れ機関は、受け入れている特例ベトナム人看護師候補者等が帰国した場合には、帰国後、速やかにその旨を受入れ調整機関に報告するものとする。

(4) 受入れ調整機関は、(1)から(3)までに掲げるほか、特例ベトナム人看護師候補者等に対する適正な雇用管理、適切な研修の実施等を確保するため、必要があると認めるときは、特例受入れ機関に対し、必要な報告を求めるものとする。

(5) 受入れ調整機関は、(1)から(4)までの報告その他整理した必要な情報を厚生労働大臣に提出するものとする。

3 特例受入れ施設に対する巡回訪問

受入れ調整機関は、定期的に又は必要に応じて特例ベトナム人看護師候補者等の特例受入れ施設を巡回訪問し、特例受入れ機関による特例ベトナム人看護師候補者等の雇用管理の状況又は研修の実施状況等を把握する。

4 特例ベトナム人看護師候補者等からの相談等に対する対応

受入れ調整機関は、特例ベトナム人看護師候補者等から、特例受入れ機関における研修、指導体制、就労環境等について相談、苦情等があった場合には、適切に相談、苦情等に応じ、説明等を行う。

5 特例受入れ機関に対する相談支援

受入れ調整機関は、特例受入れ機関から、特例ベトナム人看護師候補者等の研修、雇用管理等について相談等があった場合には、適切に相談等に応じ、説明、助言等を行うものとする。

6 特例受入れ機関に対する助言

受入れ調整機関は、2の規定による報告又は3の規定による巡回訪問の実施等に関して、必要があると認めるときは、特例受入れ機関に対し、必要な助言を行う。

7 関係行政機関との連携等

受入れ調整機関は、2の規定による報告、3の規定による巡回訪問の実施、4若しくは5の規定による相談への対応又は6の規定による助言等に関して、必要があると認めるときは、都道府県労働局、地方出入国在留管理局等の関係行政機関に連絡すること等により、問題の解決を図る。

二 受入れ調整機関に対する助言等

厚生労働大臣は、特例ベトナム人看護師候補者等に対する適切な研修、適正な雇用管理等を確保するため、受入れ調整機関に対し、特例受入れ機関における研修の実施状況その他の必要な事項の報告の提出を求め、その他必要な助言を行うものとする。

第六 適正な雇用管理、適切な研修の実施等を確保するための措置

厚生労働大臣は第五の一の2の規定による報告がないときのほか、特例ベトナム人看護師候補者等の職業の安定に関し必要があると認めるときは、特例受入れ機関から必要な報告の提出を求めるものとする。

別表第一（第一の三、第二の一、第五の一関係）

区分	年度
特例ベトナム人第一陣看護師候補者	平成二十九年度
特例ベトナム人第二陣看護師候補者	平成三十年度
特例ベトナム人第三陣看護師候補者	令和元年度
特例ベトナム人第四陣看護師候補者	令和二年度
特例ベトナム人第五陣看護師候補者	令和三年度
特例ベトナム人第六陣看護師候補者	令和四年度
特例ベトナム人第七陣看護師候補者	令和五年度
特例ベトナム人第八陣看護師候補者	令和六年度
特例ベトナム人第九陣看護師候補者	令和七年度

別表第二（第一の三、第二の二、第五の一関係）

区分	年度
特例ベトナム人第一陣介護福祉士候補者	平成三十年度
特例ベトナム人第二陣介護福祉士候補者	令和元年度
特例ベトナム人第三陣介護福祉士候補者	令和二年度
特例ベトナム人第四陣介護福祉士候補者	令和三年度
特例ベトナム人第五陣介護福祉士候補者	令和四年度
特例ベトナム人第六陣介護福祉士候補者	令和五年度
特例ベトナム人第七陣介護福祉士候補者	令和六年度

特例ベトナム人第八陣介護福祉士候補者	令和七年度
--------------------	-------

平成 20 年厚生労働省告示第 312 号
(平成 20 年 5 月 19 日 公示)
(平成 20 年 11 月 6 日 一部改正)
(平成 20 年 11 月 28 日 一部改正)
(平成 23 年 6 月 23 日 一部改正)
(平成 24 年 3 月 30 日 一部改正)
(平成 24 年 4 月 1 日 一部改正)
(平成 24 年 9 月 10 日 一部改正)
(平成 24 年 9 月 18 日 一部改正)
(平成 25 年 1 月 18 日 一部改正)
(平成 25 年 3 月 6 日 一部改正)
(平成 25 年 3 月 25 日 一部改正)
(平成 28 年 4 月 8 日 一部改正)
(平成 29 年 1 月 12 日 一部改正)
(平成 29 年 3 月 8 日 一部改正)
(平成 29 年 3 月 29 日 一部改正)
(平成 29 年 3 月 31 日 一部改正)
(平成 30 年 3 月 29 日 一部改正)
(平成 30 年 3 月 30 日 一部改正)
(平成 31 年 4 月 1 日 一部改正)
(令和 6 年 3 月 15 日 一部改正)
(令和 6 年 5 月 31 日 一部改正)

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針

第一 総論

一 目的

この指針は、経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定(以下「協定」という。)第九十四条 1 及び 4 並びに協定附属書十第一編第六節の規定に基づくインドネシア人看護師等の受入れの仕組み及びその運営に関する基本的事項を明らかにすることにより、看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の円滑かつ適正な受入れを図ることを目的とする。

二 インドネシア人看護師等及び受入れ機関の責務

1 インドネシア人看護師等の責務

インドネシア人看護師等は、受入れ機関の指導に従い、日本国の法律に基づく看護師及び介護福祉士の資格の取得に必要な知識及び技術の修得に精励するとともに、当該資格取得後は両国の保健医療及び福祉の発展に貢献するよう、努めるものとする。

2 受入れ機関の責務

受入れ機関は、日本国の法律に基づく看護師及び介護福祉士の資格の取得に必要な知識及び技術の修得が図られるよう、受入れ体制の確保に取り組むとともに、専門的人材としてのインドネシア人看護師等に対する国民の理解に資するよう、インドネシア人看護師等が地域の保健医療及び福祉の現場において専門的能力を発揮して活躍する環境づくりに努めるものとする。また、労働関係法令等の遵守を通じ、適正な労働条件の確保を図るものとする。

三 出入国管理上の取扱い

協定に基づくインドネシア人看護師等に対する出入国管理は、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）、出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成二年法務省告示第百三十一号）及び法務大臣が定める告示等に従って実施される。

四 定義

この指針において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるところによる。

- 1 インドネシア人看護師等 インドネシア人看護師候補者及びインドネシア人介護福祉士候補者並びにインドネシア人看護師及びインドネシア人介護福祉士をいう。
- 2 インドネシア人看護師候補者 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）に基づく看護師の資格（以下「看護師の資格」という。）を取得することを目的として、協定附属書十第一編第六節 1 の規定に基づき、入国及び一時的な滞在が許可されたインドネシア人をいう。
- 3 インドネシア人介護福祉士候補者 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）に基づく介護福祉士の資格（以下「介護福祉士の資格」という。）を取得することを目的として、協定附属書十第一編第六節 2 の規定に基づき、入国及び一時的な滞在が許可されたインドネシア人をいう。
- 4 インドネシア人看護師 看護師の資格を有するインドネシア人であって、協定附属書十第一編第六節 3 の規定に基づき、入国及び一時的な滞在が許可された者をいう。
- 5 インドネシア人介護福祉士 介護福祉士の資格を有するインドネシア人であって、協定附属書十第一編第六節 3 の規定に基づき、入国及び一時的な滞在が許可された者をいう。
- 6 受入れ調整機関 協定附属書十第一編第六節 1 から 3 までの規定に基づき、インドネシア人看護師等と受入れ機関との間の雇用関係の成立をあっせんする機関として、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十条第一項の規定により有料職業紹介事業の許可を受けて、日本国政府からインドネシア政府に通報された機関をいう。
- 7 受入れ機関 協定附属書十第一編第六節の規定に基づき、その設立している施設において雇用する契約をインドネシア人看護師等との間で締結した日本国内にあ

る医療法人、社会福祉法人等の公私の機関をいう。

- 8 受入れ施設 協定附属書十第一編第六節の規定に基づき、インドネシア人看護師候補者が受入れ機関との労働契約に基づき就労する病院、インドネシア人介護福祉士候補者が受入れ機関との労働契約に基づき就労する特別養護老人ホーム、介護老人保健施設その他の介護施設並びにインドネシア人看護師及びインドネシア人介護福祉士が受入れ機関との労働契約に基づき就労する施設をいう。

第二 資格取得前の受入れ機関での就労等

一 看護師の資格取得を目的とした就労等

1 インドネシア人看護師候補者

- (1) インドネシア人看護師候補者は、次のイ及びロの活動に従事する。

イ 2の規定による六月間の日本語の語学研修、看護導入研修及び就労ガイダンス（ロにおいて「六月間の研修」という。）の履修

ロ 六月間の研修の修了後、看護師の監督の下での研修を通じた病院における必要な知識及び技術の修得

- (2) インドネシア人看護師候補者は、協定附属書十第一編第六節1の規定により、インドネシアの法令に基づいて登録された、資格を有する看護師であって、インドネシアにある看護専門学校から修了証書Ⅲ（インドネシアの高等教育に関する政令（千九百九十九年政令第六十号）に定義する高等学校教育の修了後、インドネシアにおいて三年間の専門教育を修了した資格をいう。以下同じ。）を取得し、又はインドネシアにある大学の看護学部を卒業しており、かつ、少なくとも二年間看護師としての実務経験を有する者でなければならない。

- (3) (1)の活動は、協定附属書十第一編第六節1の規定により、病院を設立している受入れ機関であって、受入れ調整機関が紹介したものとの労働契約に基づいて行われることを条件とする。

- (4) インドネシア人看護師候補者の入国及び一時的な滞在は、協定附属書十第一編第六節1の規定により、一年間（この期間は、更新することができる。ただし、更新は、その都度一年間ずつとし、かつ、二回を超えてはならない。）の滞在とされ、第一の三による。

2 日本語の語学研修、看護導入研修及び就労ガイダンスの履修

- (1) インドネシア人看護師候補者は、協定附属書十第一編第六節1の規定により、入国後六月間、日本語の語学研修（日本語研修実施機関（協定附属書十第一編第六節1及び2に規定する日本語の語学研修を行う機関をいう。以下同じ。）の行うものをいう。）、看護導入研修（病院で就労し、看護師の資格を取得するために必要となる知識及び技術を修得させるための研修をいう。以下同じ。）及び就労ガイダンス（受入れ機関の就労環境等に係る母国語による相談窓口及びその他の相談窓口の説明、労働関係法令の内容、受入れ機関の不正な行為への対処方法その他の法的保護に必要な情報に関する説明会をいう。以下同じ。）を受けなければならない。ただし、1の(1)のロの活動に従事するために十分な言語能力を有すると認められる者については、日本語の語学研修を受けることを要しない。

(2) (1)の日本語の語学研修は、協定附属書十第一編第六節6の規定に基づき、日本国政府からインドネシア政府に通報された機関が行う。

(3) (1)の看護導入研修及び就労ガイダンスは、公益社団法人国際厚生事業団（昭和五十八年七月十二日に社団法人国際厚生事業団という名称で設立された法人をいう。以下「事業団」という。）が行う。

3 インドネシア人看護師候補者が就労する受入れ施設の要件

インドネシア人看護師候補者が就労する受入れ施設は、看護師学校養成所の臨地実習受入れ病院と同等の体制が整備されている病院（医療保険が適用される病床を有するものに限る。）であって、次の(1)から(9)までに掲げる要件を満たしていなければならない。

(1) 原則として、看護学生の臨地実習に係る実習指導者（厚生労働省又は都道府県が実施する実習指導者講習会等を受けた者をいう。）が配置されていること。

(2) 看護師及び准看護師の員数が、入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、精神病床においては、入院患者の数が四又はその端数を増すごとに一以上、療養病床においては、入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

(3) 看護職員の半数以上が看護師であること。

(4) 看護の組織部門が明確に定められていること。

イ 病院の組織の中で、看護部門が独立して位置付けられていること。

ロ 看護部門としての方針が明確であること。

ハ 看護部門の各階級及び職種の業務分担が明確であること。

ニ 看護師の院内教育及び学生の実習指導を調整する責任者が、4の(1)の看護研修計画に明記されていること。

(5) 看護基準（各病院が提供する看護内容を基準化し、文章化したものをいう。）が、使用しやすいように配慮して作成され、常時活用されていること及び看護手順（各病院で行われる看護業務を順序立てて、一連の流れとして標準化し、文章化したものをいう。）が作成され、評価され、かつ、見直されていること。

(6) 看護に関する諸記録が適正に行われていること。

イ 看護記録が正確に作成されていること。

ロ 各患者に対する医療の内容が適正かつ確実に記録されていること。

ハ 患者のケアに関するカンファレンスが行われ、その記録が正確に作成されていること。

(7) 過去三年間に、インドネシア人看護師等、フィリピン人看護師等（経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十年厚生労働省告示第五百九号。以下「フィリピン人看護師等受入れ指針」という。）第一の四の1に規定するフィリピン人看護師等をいう。以下同じ。）若しくはベトナム人看護師等（看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文に基づく看護及び介護分野におけるベトナム人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十

四年厚生労働省告示第五百七号。以下「ベトナム人看護師等受入れ指針」という。) 第一の四の1に規定するベトナム人看護師等をいう。以下同じ。) 又は特例インドネシア人看護師候補者等(特例インドネシア人看護師候補者及び特例インドネシア人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針(平成二十三年厚生労働省告示第百九十二号。以下「特例インドネシア人看護師候補者等指針」という。)) 第一の二の1に規定する特例インドネシア人看護師候補者等をいう。以下同じ。)、特例フィリピン人看護師候補者等(特例フィリピン人看護師候補者及び特例フィリピン人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針(平成二十四年厚生労働省告示第百九十号。以下「特例フィリピン人看護師候補者等指針」という。)) 第一の二の1に規定する特例フィリピン人看護師候補者等をいう。以下同じ。) 若しくは特例ベトナム人看護師候補者等(特例ベトナム人看護師候補者及び特例ベトナム人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針(平成二十九年厚生労働省告示第九十九号。以下「特例ベトナム人看護師候補者等指針」という。)) 第一の二の1に規定する特例ベトナム人看護師候補者等をいう。以下同じ。) の受入れにおいて、虚偽の求人申請、二重契約その他の不正の行為をしたことがない機関により設立されたものであること。

(8) 過去三年間に、第四の二の4、フィリピン人看護師等受入れ指針第四の二の4若しくはベトナム人看護師等受入れ指針第四の二の4又は特例インドネシア人看護師候補者等指針第五の一の2、特例フィリピン人看護師候補者等指針第五の一の2若しくは特例ベトナム人看護師候補者等指針第五の一の2の規定による報告(以下「受入れ機関等報告」という。)を拒否し、又は不当に遅延させたことがない機関により設立されたものであること。

(9) 過去三年間に、第四の二の5、フィリピン人看護師等受入れ指針第四の二の5若しくはベトナム人看護師等受入れ指針第四の二の5又は特例インドネシア人看護師候補者等指針第五の一の3、特例フィリピン人看護師候補者等指針第五の一の3若しくは特例ベトナム人看護師候補者等指針第五の一の3の規定による巡回訪問(以下「受入れ調整機関による巡回訪問」という。)の際の求められた必要な協力を拒んだことがない機関により設立されたものであること。

4 病院における研修の要件

1の(1)のロの病院における研修は、次の(1)から(5)までに掲げる要件を満たしていなければならない。

(1) 研修内容は、看護師国家試験の受験に配慮した適切なものとし、これを実施するための看護研修計画が作成されていること。

(2) 研修を統括する研修責任者並びに専門的な知識及び技術に関する学習の支援、日本語学習の支援、生活支援等を行う研修支援者が配置され、看護研修計画を実施するために必要な体制が整備されていること。

(3) 研修責任者は、原則として看護部門の教育責任者とし、研修支援者は、原則として三年以上の業務経験のある看護師とすること。

(4) 日本語の継続的な学習、職場への適応促進及び日本の生活習慣習得の機会を

設けること。

(5) 研修が行われる病床は、医療保険が適用されるものに限ること。

5 病院を設立している受入れ機関との労働契約の要件

1の(3)の労働契約は、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることを内容とするものでなければならない。

二 介護福祉士の資格取得を目的とした就労等

1 インドネシア人介護福祉士候補者

(1) インドネシア人介護福祉士候補者は、次のイ及びロの活動に従事する。

イ 2の規定による六月間の日本語の語学研修、介護導入研修及び就労ガイダンス（ロにおいて「六月間の研修」という。）の履修

ロ 六月間の修了後、介護福祉士の監督の下での研修を通じた介護施設における必要な知識及び技術の修得

(2) インドネシア人介護福祉士候補者は、協定附属書十第一編第六節2の規定により、次のイからハまでのいずれかに該当する者でなければならない。

イ インドネシアにある大学の看護学部を卒業した者

ロ インドネシアにある看護専門学校から修了証書Ⅲを取得した者

ハ インドネシアにある他のいずれかの専門学校又は大学から修了証書Ⅲ又はそれ以上の学位を取得しており、かつ、協定第九十六条(c)の規定に基づき自然人の移動に関する小委員会により採択される指針に基づく適当な研修の修了後、インドネシアの法令に従い、インドネシア政府により必要な技術を有する介護福祉士としての資格を与えられた者

(3) (1)の活動は、協定附属書十第一編第六節2の規定により、介護施設を設立している受入れ機関であって、受入れ調整機関が紹介したものの労働契約に基づいて行われることを条件とする。

(4) インドネシア人介護福祉士候補者の入国及び一時的な滞在は、協定附属書十第一編第六節2の規定により、一年間（この期間は、更新することができる。ただし、更新は、その都度一年間ずつとし、かつ、三回を超えてはならない。）の滞在とされ、第一の三による。

2 日本語の語学研修、介護導入研修及び就労ガイダンスの履修

(1) インドネシア人介護福祉士候補者は、協定附属書十第一編第六節2の規定により、入国後六月間、日本語の語学研修、介護導入研修（介護施設で就労し、介護福祉士の資格を取得するために必要となる知識及び技術を修得させるための研修をいう。以下同じ。）及び就労ガイダンスを受けなければならない。ただし、1の(1)のロの活動に従事するために十分な言語能力を有すると認められる者については、日本語の語学研修を受けることを要しない。

(2) (1)の日本語の語学研修は、協定附属書十第一編第六節6の規定に基づき、日本国政府からインドネシア政府に通報された機関が行う。

(3) (1)の介護導入研修及び就労ガイダンスは、事業団が行う。

3 インドネシア人介護福祉士候補者が就労する受入れ施設の要件

インドネシア人介護福祉士候補者が就労する受入れ施設は、別表第一に掲げる

介護施設（定員が三十名以上のものに限る。以下この３において同じ。））、別表第二に掲げる介護施設（当該介護施設の本体施設の定員が三十名以上のものに限る。以下この３において同じ。））又は別表第三に掲げる介護施設（別表第一に掲げる介護施設又は別表第二に掲げる介護施設と同一の敷地内において一体的に運営されているものに限る。））であって、次の(1)から(6)までに掲げる要件を満たしているものでなければならない。

(1) 介護福祉士養成施設（社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二項第一号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校並びに都道府県知事の指定した養成施設をいう。）における実習施設と同等の体制が整備されていること。

(2) 介護職員の員数（インドネシア人介護福祉士候補者、フィリピン人介護福祉士候補者（フィリピン人看護師等受入れ指針第一の四の３に規定するフィリピン人介護福祉士候補者をいう。）及びベトナム人介護福祉士候補者（ベトナム人看護師等受入れ指針第一の四の３に規定するベトナム人介護福祉士候補者をいう。）を除く。）が、法令に基づく職員等の配置の基準を満たすこと。ただし、次のいずれかに該当する者は、職員等の配置の基準を定める法令の適用については、職員等とみなしても差し支えない。

イ 受入れ施設において就労を開始した日から六月を経過したインドネシア人介護福祉士候補者

ロ 受入れ施設において就労を開始した日から六月を経過していないインドネシア人介護福祉士候補者（受入れ施設（適切な研修体制及び安全管理体制が整備されているものに限る。）に係る事業を行う者が、当該インドネシア人介護福祉士候補者の日本語の能力及び研修の実施状況並びに当該受入れ施設の管理者、研修責任者その他の職員の意見等を勘案し、職員等の配置の基準を定める法令の適用について職員等とみなすこととしたものに限る。）

ハ 日本語能力試験（独立行政法人国際交流基金及び公益財団法人日本国際教育支援協会（昭和三十二年三月一日に財団法人日本国際教育協会として設立された法人をいう。））が実施する日本語能力試験をいう。）のN1又はN2（平成二十二年三月三十一日までに実施された審査にあつては、一級又は二級）に合格したインドネシア人介護福祉士候補者

(3) 常勤の介護職員の四割以上が、介護福祉士の資格を有する職員であること。

(4) 過去三年間に、インドネシア人看護師等、フィリピン人看護師等若しくはベトナム人看護師等又は特例インドネシア人看護師候補者等、特例フィリピン人看護師候補者等若しくは特例ベトナム人看護師候補者等の受入れにおいて、虚偽の求人申請、二重契約その他の不正の行為をしたことがない機関により設立されたものであること。

(5) 過去三年間に、受入れ機関等報告を拒否し、又は不当に遅延させたことがない機関により設立されたものであること。

(6) 過去三年間に、受入れ調整機関による巡回訪問の際の求められた必要な協力を拒んだことがない機関により設立されたものであること。

4 介護施設における研修の要件

1 の(1)のロの介護施設における研修は、次の(1)から(4)までに掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 研修内容は、介護福祉士試験の受験及び社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和六十二年厚生省令第五十号）別表第五又は社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成二十年<sup>文部科学省
厚生労働省</sup>令第二号）別表第四の二に定める介護過程Ⅲに相当する専門的技術の習得に配慮した適切なものとし、これを実施するための介護研修計画が作成されていること。
- (2) 研修を統括する研修責任者並びに専門的な知識及び技術に関する学習の支援、日本語学習の支援、生活支援等を行う研修支援者が配置され、介護研修計画を実施するために必要な体制が整備されていること。
- (3) 研修責任者は、原則として、五年以上介護業務に従事した経験があつて介護福祉士の資格を有する者とする。
- (4) 日本語の継続的な学習、職場への適応促進及び日本の生活習慣習得の機会を設けること。

5 介護施設を設立している受入れ機関との労働契約の要件

1 の(3)の労働契約は、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることを内容とするものでなければならない。

第三 資格取得後の就労

一 インドネシア人看護師の就労

1 インドネシア人看護師

- (1) 協定附属書十第一編第六節 3 の規定に基づき、入国及び一時的な滞在を許可された次のイ又はロに該当するインドネシア人は、看護師としてのサービスの提供に従事する。

イ 第二の一の 1 の(4)の滞在の間に看護師の資格を取得した者

ロ 第二の一の 1 の(4)の滞在の間に看護師の資格が与えられなかった後の期間に看護師の資格を取得した者

- (2) (1)のサービスの提供は、協定附属書十第一編第六節 3 の規定により、受入れ機関との労働契約に基づいて行われることを条件とする。
- (3) インドネシア人看護師の入国及び一時的な滞在は、協定附属書十第一編第六節 3 の規定により、三年までの期間（この期間は、更新することができる。）の滞在とされ、第一の三による。
- (4) (1)のイに該当する者（再入国の許可を取得することなく日本国を出国した者に限る。）及び(1)のロに該当する者に対する入国及び一時的な滞在の許可は、協定附属書十第一編第六節 3 の規定により、インドネシア政府により指名され、及び日本国政府に通報されること並びに(2)の労働契約が当該インドネシア人と受入れ機関であつて受入れ調整機関が紹介したものとの間で締結されることを条件とする。

2 インドネシア人看護師が就労する受入れ施設の要件

インドネシア人看護師が就労する受入れ施設は、別表第四に掲げる施設であって、次の(1)から(4)までに掲げる要件を満たしているものでなければならない。

- (1) 施設を設立している受入れ機関が、当該施設で就労するインドネシア人看護師を、利用者の居宅においてサービスを提供する業務に従事させないこと。
- (2) 過去三年間に、インドネシア人看護師等、フィリピン人看護師等若しくはベトナム人看護師等又は特例インドネシア人看護師候補者等、特例フィリピン人看護師候補者等若しくは特例ベトナム人看護師候補者等の受入れにおいて、虚偽の求人申請、二重契約その他の不正の行為をしたことがない機関により設立されたものであること。
- (3) 過去三年間に、受入れ機関等報告を拒否し、又は不当に遅延させたことがない機関により設立されたものであること。
- (4) 過去三年間に、受入れ調整機関による巡回訪問の際の求められた必要な協力を拒んだことがない機関により設立されたものであること。

3 受入れ機関との労働契約の要件

1の(2)の労働契約は、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることを内容とするものでなければならない。

二 インドネシア人介護福祉士の就労

1 インドネシア人介護福祉士

- (1) 協定附属書十第一編第六節2の規定に基づき、入国及び一時的な滞在を許可された次のイ又はロに該当するインドネシア人は、介護福祉士としてのサービスの提供に従事する。

イ 第二の二の1の(4)の滞在の間に介護福祉士の資格を取得した者

ロ 第二の二の1の(4)の滞在の間に介護福祉士の資格が与えられなかった後の期間に介護福祉士の資格を取得した者

- (2) (1)のサービスの提供は、協定附属書十第一編第六節3の規定により、受入れ機関との労働契約に基づいて行われることを条件とする。
- (3) インドネシア人介護福祉士の入国及び一時的な滞在は、協定附属書十第一編第六節3の規定により、三年までの期間(この期間は、更新することができる。)の滞在とされ、第一の三による。
- (4) (1)のイに該当する者(再入国の許可を取得することなく日本国を出国した者に限る。)及び(1)のロに該当する者に対する入国及び一時的な滞子の許可は、協定附属書十第一編第六節3の規定により、インドネシア政府により指名され、及び日本国政府に通報されること並びに(2)の労働契約が当該インドネシア人と受入れ機関であって受入れ調整機関が紹介したものとの間で締結されることを条件とする。

2 インドネシア人介護福祉士が就労する受入れ施設の要件

インドネシア人介護福祉士が就労する受入れ施設は、当該受入れ機関が当該インドネシア人介護福祉士を介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務に従事させることができる施設であって、次の(1)から(3)までに掲げる要件を満たしているものでなければならない。

- (1) 過去三年間に、インドネシア人看護師等、フィリピン人看護師等若しくはベトナム人看護師等又は特例インドネシア人看護師候補者等、特例フィリピン人看護師候補者等若しくは特例ベトナム人看護師候補者等の受入れにおいて、虚偽の求人申請、二重契約その他の不正の行為をしたことがない機関により設立されたものであること。
- (2) 過去三年間に、受入れ機関等報告を拒否し、又は不当に遅延させたことがない機関により設立されたものであること。
- (3) 過去三年間に、受入れ調整機関による巡回訪問の際の求められた必要な協力を拒んだことがない機関により設立されたものであること。

3 受入れ機関との労働契約の要件

1の(2)の労働契約は、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることを内容とするものでなければならない。

第四 受入れ調整機関によるあっせん等

一 受入れ調整機関の設置

受入れ調整機関は、事業団とする。

二 受入れ調整機関の事業

事業団は、インドネシア人看護師等の円滑かつ適正な受入れを実施するため、次に掲げる事業を実施する。

1 受入れ機関の募集、あっせん等

事業団は、受入れ調整機関として、受入れ機関の募集を行い、受入れ施設の要件、研修の要件及び労働契約の要件を満たすことを確認し、かつ、4の規定による報告及び5の規定による巡回訪問に関する守秘義務を含む受入れ支援に係る契約を当該受入れ機関と締結した上で、インドネシア海外労働者派遣・保護庁と協力して、受入れ機関及びインドネシア人看護師等に対し、就業に関する必要な情報を提供し、相談を行い、受入れ機関とインドネシア人看護師等との間における雇用関係の成立のあっせんを行う。なお、事業団は、受入れ機関の募集に当たり、円滑かつ適正な受入れを図るため、協定に基づく受入れの仕組みに関し、広報活動等を通じて周知を図るものとする。

2 インドネシア人看護師等の円滑な受入れのための協力

事業団は、外務省等の関係機関と連携し、インドネシアにおいて実施されるインドネシア人看護師候補者及びインドネシア人介護福祉士候補者に対する説明会に職員を派遣する等その円滑な受入れのために必要な協力を行う。

3 日本語研修実施機関等との連携

事業団は、日本語研修実施機関からの報告の受理など、日本語研修実施機関その他の関係機関との必要な連携を行う。

4 受入れ機関からの報告の受理

(1) 定期報告

イ インドネシア人看護師候補者又はインドネシア人介護福祉士候補者の受入れ機関は、受入れ施設の要件の遵守状況、研修の実施状況及び労働契約の要件の遵守状況について、毎年一月一日現在で、事業団に報告するものとする。

ロ インドネシア人看護師又はインドネシア人介護福祉士の受入れ機関は、当該インドネシア人看護師又はインドネシア人介護福祉士が在留期間の更新の許可を申請する際、受入れ施設の要件の遵守状況及び労働契約の要件の遵守状況を事業団に報告するものとする。

(2) 随時報告

イ 受入れ機関は、受け入れている特定活動の在留資格（インドネシア人看護師等又は特例インドネシア人看護師候補者等に係る活動を指定されたものに限る。）以外の在留資格をもって在留する者が、特定活動の在留資格（インドネシア人看護師等に係る活動を指定されたものに限る。）への変更の許可を受けた場合には、速やかにその旨を事業団に報告するものとする。

ロ 受入れ機関は、受け入れているインドネシア人看護師等が受入れ施設の変更に係る在留資格の変更の許可を受けた場合には、速やかにその旨を事業団に報告するものとする。

ハ 受入れ機関は、受け入れているインドネシア人看護師等が死亡若しくは失踪した場合又は当該インドネシア人看護師等が入管法第十九条第一項の規定に違反して収入を伴う事業を運営する活動若しくは報酬を受ける活動を行っていると思料する場合には、速やかに事業団に報告するものとする。

ニ 受入れ機関は、受け入れているインドネシア人看護師等が特定活動の在留資格（インドネシア人看護師等又は特例インドネシア人看護師候補者等に係る活動を指定されたものに限る。）以外の在留資格への変更の許可を受けた場合には、速やかにその旨を事業団に報告するものとする。

ホ 受入れ機関は、受け入れているインドネシア人看護師等との労働契約を終了する場合には、あらかじめ、その旨を事業団に報告するものとする。

ヘ 受入れ機関は、インドネシア人看護師又はインドネシア人介護福祉士が受入れ機関との間で労働契約を締結し、受入れ機関の変更に係る在留資格の変更の許可を受けたことにより、受入れ施設において就労を開始した場合には、速やかにその旨を事業団に報告するものとする。

ト 受入れ機関は、受け入れているインドネシア人看護師候補者又はインドネシア人介護福祉士候補者の国家試験の合否が判明した場合には、その結果を速やかに事業団に報告するものとする。

チ 受入れ機関は、一時的な滞在の期間内に資格を取得しなかったインドネシア人看護師候補者又はインドネシア人介護福祉士候補者の帰国後、速やかにその旨を事業団に報告するものとする。

(3) 事業団は、(1)及び(2)に掲げるほか、協定に基づくインドネシア人看護師等の受入れの円滑かつ適正な実施を図るため、必要と認める場合には、受入れ機関に対し、必要な報告を求めるものとする。

(4) 事業団は、(1)から(3)までの報告その他整理した必要な情報を厚生労働大臣に提出するものとする。

5 受入れ施設に対する巡回訪問

事業団は、定期的に又は必要に応じてインドネシア人看護師等の受入れ施設を

巡回訪問し、受入れ機関によるインドネシア人看護師等の雇用管理の状況又はインドネシア人看護師候補者若しくはインドネシア人介護福祉士候補者の研修の実施状況等を把握する。

6 インドネシア人看護師等からの相談等に対する対応

事業団は、インドネシア人看護師等から、受入れ機関における研修、指導体制、就労環境等について相談、苦情等があった場合には、適切に相談、苦情等に応じ、説明等を行う。

7 受入れ機関に対する相談支援等

事業団は、受入れ機関から、インドネシア人看護師等の研修、雇用管理等について相談等があった場合には、適切に相談等に応じ、説明、助言等を行う。また、事業団は、インドネシア人看護師候補者及びインドネシア人介護福祉士候補者の就労の開始前に、必要に応じ、受入れ機関に対し、インドネシア人看護師候補者及びインドネシア人介護福祉士候補者の病院又は介護施設における研修の実施、雇用管理等に関する説明会を実施する。

8 受入れ機関に対する助言

事業団は、4の規定による報告又は5の規定による巡回訪問の実施等に関して、必要があると認めるときは、受入れ機関に対し、必要な助言を行う。

9 関係行政機関との連携等

事業団は、4の規定による報告、5の規定による巡回訪問の実施、6若しくは7の規定による相談への対応又は8の規定による助言等に関して、必要があると認めるときは、都道府県労働局、地方出入国在留管理局等の関係行政機関に連絡すること等により、問題の解決を図る。

三 受入れ調整機関に対する指導監督等

厚生労働大臣は、インドネシア人看護師等の円滑かつ適正な受入れを実施するため、事業団に対し、受入れ機関における研修の実施状況その他の必要な事項の報告を徴収し、その他必要な指導及び監督を行う。

第五 円滑かつ適正な受入れを実施するための措置

厚生労働大臣は、インドネシア人看護師等に対する質の高い研修体制並びにインドネシア人看護師等による適切な保健医療及び福祉サービスの提供を確保するとともに、インドネシア人看護師等の受入れの円滑かつ適正な実施を図るため、以下の措置を実施する。

一 報告

厚生労働大臣は、第四の二の4に規定する報告がないときその他インドネシア人看護師等の職業の安定に関し必要があると認めるときは、受入れ機関から必要な報告の提出を求めることができる。

二 改善指示

厚生労働大臣は、事業団が、この指針で定める受入れ施設の要件、研修の要件又は労働契約の要件を満たさない施設を設立する受入れ機関とインドネシア人看護師等との間における雇用関係の成立をあっせんしようとするときその他協定に基づくインドネシア人看護師等の受入れの円滑かつ適正な実施を図る観点から、事業団が

行う職業紹介事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、事業団に対し、必要な措置（要件を満たさない施設を設立する受入れ機関に紹介を行わないことを含む。）を採ることを指示することができる。

第六 受入れ人数等

- 一 インドネシア人看護師等の入国及び一時的な滞在の人数は、協定附属書十第一編第六節4(a)及び(b)に基づき定められる人数を超えないものとする。
- 二 協定に基づくインドネシア人看護師等の入国及び一時的な滞在については、必要に応じ、協定附属書十第一編第六節4(c)に基づき、一時停止の措置が講じられる。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行の日から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、別表第一の五中「福祉ホーム」とあるのは「福祉ホーム、同法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同条に規定する身体障害者更生援護施設のうち、同法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第二十九条に規定する身体障害者更生施設、同法第三十条に規定する身体障害者療護施設並びに同法第三十一条に規定する身体障害者授産施設（入所の施設に限る。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同条に規定する知的障害者援護施設のうち、同法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設（入所の施設に限る。）並びに同法第二十一条の七に規定する知的障害者授産施設（入所の施設に限る。）」とする。
- 3 この告示の施行の日から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、別表第二の四中「地域活動支援センター」とあるのは「地域活動支援センター又は同法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同条に規定する身体障害者更生援護施設のうち、同法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法第三十一条に規定する身体障害者授産施設（通所の施設に限る。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同条に規定する知的障害者援護施設のうち、同法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設（通所の施設に限る。）並びに同法第二十一条の七に規定する知的障害者授産施設（通所の施設に限る。）」とする。

附 則（平成二十八年厚生労働省告示第二百一号）

- 1 この告示は、平成二十八年四月八日から適用する。
- 2 この告示の適用の日から平成三十年三月三十一日までの間は、別表第三第四号中「指定介護予防サービスに該当する同法」とあるのは「指定介護予防サービスに該当する

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）附則第十一条及び第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第五条の規定（同法附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護（以下この号において「旧介護予防通所介護」という。）若しくは介護保険法」と、「該当する介護予防短期入所生活介護」とあるのは「該当する旧介護予防通所介護若しくは介護予防短期入所生活介護」とする。

別表第一

- 一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に規定する障害児入所施設
- 二 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）に規定する救護施設又は更生施設
- 三 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム
- 四 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）に規定する指定居宅サービスに該当する同法に規定する特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）に規定する外部サービス利用型特定施設入居者生活介護（別表第三第四号において単に「外部サービス利用型特定施設入居者生活介護」という。）を除く。）若しくは同法に規定する指定介護予防サービスに該当する同法に規定する介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）に規定する外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護（同号において単に「外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護」という。）を除く。）を行う施設（老人福祉法に規定する養護老人ホームを除く。）又は介護保険法に規定する介護老人保健施設若しくは介護医療院
- 五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設又は福祉ホーム

別表第二

- 一 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和四十一年厚生省令第十九号）に規定するサテライト型養護老人ホーム
- 二 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号）に規定するサテライト型居住施設
- 三 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）に規定するサテライト型小規模介護老人保健施設
- 四 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）に規定するサテライト型特定施設（第一号に掲げる施設を除く。）

別表第三

- 一 児童福祉法に規定する児童発達支援を行う施設又は障害児入所施設
- 二 生活保護法に規定する救護施設又は更生施設
- 三 老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム
- 四 介護保険法に規定する指定居宅サービスに該当する同法に規定する通所介護、短期入所生活介護、通所リハビリテーション、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を除く。）、同法に規定する指定介護予防サービスに該当する同法に規定する介護予防短期入所生活介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護

を除く。）、同法に規定する基準該当居宅サービスに該当する通所介護若しくは短期入所生活介護、同法に規定する基準該当介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護、同法に規定する指定地域密着型サービスに該当する同法に規定する地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護若しくは地域密着型特定施設入居者生活介護、同法に規定する指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法に規定する介護予防認知症対応型通所介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護若しくは同法に規定する第一号通所事業を行う施設（老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び養護老人ホームを除く。）又は介護保険法に規定する介護老人保健施設若しくは介護医療院

五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業のうち短期入所、生活介護、自立訓練、就労移行支援若しくは就労継続支援若しくは同法第七十七条第一項第九号の事業に相当する事業を行う施設又は同法に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター若しくは福祉ホーム

六 その他第一号から前号までに類する通所サービスを提供する施設

別表第四

- 一 児童福祉法に規定する障害児入所施設又は児童心理治療施設
- 二 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に規定する病院、診療所又は助産所
- 三 老人福祉法に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム
- 四 介護保険法に規定する介護老人保健施設又は介護医療院
- 五 その他医療等を提供する施設

平成 20 年厚生労働省告示第 509 号
(平成 20 年 11 月 6 日 公 示)
(平成 20 年 11 月 28 日一部改正)
(平成 23 年 6 月 23 日一部改正)
(平成 24 年 3 月 30 日一部改正)
(平成 24 年 4 月 1 日一部改正)
(平成 24 年 9 月 10 日一部改正)
(平成 24 年 9 月 18 日一部改正)
(平成 25 年 1 月 18 日一部改正)
(平成 25 年 3 月 6 日一部改正)
(平成 25 年 3 月 25 日一部改正)
(平成 28 年 4 月 8 日一部改正)
(平成 29 年 1 月 12 日一部改正)
(平成 29 年 3 月 8 日一部改正)
(平成 29 年 3 月 29 日一部改正)
(平成 29 年 3 月 31 日一部改正)
(平成 30 年 3 月 29 日一部改正)
(平成 30 年 3 月 30 日一部改正)
(平成 31 年 4 月 1 日一部改正)
(令和 6 年 3 月 15 日一部改正)
(令和 6 年 5 月 31 日一部改正)

経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針

第一 総論

一 目的

この指針は、経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定（以下「協定」という。）第百十条 1 (f)、2 及び 3 並びに協定附属書八第一部第六節の規定に基づくフィリピン人看護師等の受入れの仕組み及びその運営に関する基本的事項を明らかにすることにより、看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の円滑かつ適正な受入れを図ることを目的とする。

二 フィリピン人看護師等及び受入れ機関の責務

1 フィリピン人看護師等の責務

フィリピン人看護師等は、受入れ機関の指導に従い、日本国の法律に基づく看護師及び介護福祉士の資格の取得に必要な知識及び技術の修得に精励するとともに、当該資格取得後は両国の保健医療及び福祉の発展に貢献するよう、努めるものとする。

2 受入れ機関の責務

受入れ機関は、日本国の法律に基づく看護師及び介護福祉士の資格の取得に必要な知識及び技術の修得が図られるよう、受入れ体制の確保に取り組むとともに、専門的人材としてのフィリピン人看護師等に対する国民の理解に資するよう、フィリピン人看護師等が地域の保健医療及び福祉の現場において専門的能力を発揮して活躍する環境づくりに努めるものとする。また、労働関係法令等の遵守を通じ、適正な労働条件の確保を図るものとする。

三 出入国管理上の取扱い

協定に基づくフィリピン人看護師等に対する出入国管理は、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）、出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成二年法務省告示第百三十一号）及び法務大臣が定める告示等に従って実施される。

四 定義

この指針において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるところによる。

- 1 フィリピン人看護師等 フィリピン人看護師候補者及びフィリピン人介護福祉士候補者並びにフィリピン人看護師及びフィリピン人介護福祉士をいう。
- 2 フィリピン人看護師候補者 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）に基づく看護師の資格（以下「看護師の資格」という。）を取得することを目的として、協定附属書八第一部第六節 1 (a) の規定に基づき、入国及び一時的な滞在が許可されたフィリピン人をいう。
- 3 フィリピン人介護福祉士候補者 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）に基づく介護福祉士の資格（以下「介護福祉士の資格」という。）を取得することを目的として、協定附属書八第一部第六節 1 (b) 又は(c) の規定に基づき、入国及び一時的な滞在が許可されたフィリピン人をいう。
- 4 フィリピン人看護師 看護師の資格を有するフィリピン人であって、協定附属書八第一部第六節 2 の規定に基づき、入国及び一時的な滞在が許可された者をいう。
- 5 フィリピン人介護福祉士 介護福祉士の資格を有するフィリピン人であって、協定附属書八第一部第六節 2 の規定に基づき、入国及び一時的な滞在が許可された者をいう。
- 6 受入れ調整機関 協定附属書八第一部第六節 1 (a) 及び(b) 並びに 2 の規定に基づき、フィリピン人看護師等と受入れ機関との間の雇用関係の成立をあっせんする機関として、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十条第一項の規定により有料職業紹介事業の許可を受けて、日本国政府からフィリピン政府に通報された機関であり、かつ、フィリピン人介護福祉士候補者の介護福祉士養成施設（社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二項第一号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校並びに都道府県知事の指定した養成施設をいう。以下同じ。）への入学をあっせんする機関をいう。
- 7 受入れ機関 協定附属書八第一部第六節の規定に基づき、その設立している施設において雇用する契約をフィリピン人看護師等との間で締結し、又はその設立して

いる介護福祉士養成施設に入学する許可をフィリピン人介護福祉士候補者に対し与えた日本国内にある医療法人、社会福祉法人等の公私の機関をいう。

- 8 受入れ施設 協定附属書八第一部第六節の規定に基づき、フィリピン人看護師候補者が受入れ機関との労働契約に基づき就労する病院、フィリピン人介護福祉士候補者が受入れ機関との労働契約に基づき就労する特別養護老人ホーム、介護老人保健施設その他の介護施設、フィリピン人介護福祉士候補者が受入れ機関による入学の許可に基づき就学する介護福祉士養成施設並びにフィリピン人看護師及びフィリピン人介護福祉士が受入れ機関との労働契約に基づき就労する施設をいう。

第二 資格取得前の受入れ機関での就労等

一 看護師の資格取得を目的とした就労等

1 フィリピン人看護師候補者

- (1) フィリピン人看護師候補者は、次のイ及びロの活動に従事する。

イ 2の規定による六月間の日本語の語学研修、看護導入研修及び就労ガイダンス（ロにおいて「六月間の研修」という。）の履修

ロ 六月間の研修の修了後、看護師の監督の下での研修を通じた病院における必要な知識及び技術の修得

- (2) フィリピン人看護師候補者は、協定附属書八第一部第六節付録二1の規定により、フィリピンの法令に基づき資格を有する看護師であって、少なくとも三年間看護師としての実務経験を有する者でなければならない。

- (3) (1)の活動は、協定附属書八第一部第六節1の規定により、病院を設立している受入れ機関であって、受入れ調整機関が紹介したものとの労働契約に基づいて行われることを条件とする。

- (4) フィリピン人看護師候補者の入国及び一時的な滞在は、協定附属書八第一部第六節付録一3(a)の規定により、一年間の滞在とし、一年ずつ二回に限り更新することができることとされ、第一の三による。

2 日本語の語学研修、看護導入研修及び就労ガイダンスの履修

- (1) フィリピン人看護師候補者は、協定附属書八第一部第六節1の規定により、入国後六月間、日本語の語学研修（日本語研修実施機関（協定附属書八第一部第六節1に規定する日本語の語学研修を行う機関をいう。以下同じ。）の行うものをいう。）、看護導入研修（病院で就労し、看護師の資格を取得するために必要となる知識及び技術を修得させるための研修をいう。以下同じ。）及び就労ガイダンス（受入れ機関の就労環境等に係る母国語による相談窓口及びその他の相談窓口の説明、労働関係法令の内容、受入れ機関の不正な行為への対処方法その他の法的保護に必要な情報に関する説明会をいう。以下同じ。）を受けなければならない。ただし、1の(1)のロの活動に従事するために十分な言語能力を有すると認められる者については、日本語の語学研修を受けることを要しない。

- (2) (1)の日本語の語学研修は、協定第十二条に基づく日本国政府とフィリピン共和国政府との間の実施取極（以下「実施取極」という。）第二章第十条の規定に基づき、日本国政府からフィリピン政府に通報された機関が行う。

- (3) (1)の看護導入研修及び就労ガイダンスは、公益社団法人国際厚生事業団（昭和

五十八年七月十二日に社団法人国際厚生事業団という名称で設立された法人をいう。以下「事業団」という。)が行う。

3 フィリピン人看護師候補者が就労する受入れ施設の要件

フィリピン人看護師候補者が就労する受入れ施設は、看護師学校養成所の臨地実習受入れ病院と同等の体制が整備されている病院（医療保険が適用される病床を有するものに限る。）であって、次の(1)から(9)までに掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 原則として、看護学生の臨地実習に係る実習指導者（厚生労働省又は都道府県が実施する実習指導者講習会等を受けた者をいう。）が配置されていること。
- (2) 看護師及び准看護師の員数が、入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、精神病床においては、入院患者の数が四又はその端数を増すごとに一以上、療養病床においては、入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。
- (3) 看護職員の半数以上が看護師であること。
- (4) 看護の組織部門が明確に定められていること。
 - イ 病院の組織の中で、看護部門が独立して位置付けられていること。
 - ロ 看護部門としての方針が明確であること。
 - ハ 看護部門の各階級及び職種の業務分担が明確であること。
 - ニ 看護師の院内教育及び学生の実習指導を調整する責任者が、4の(1)の看護研修計画に明記されていること。
- (5) 看護基準（各病院が提供する看護内容を基準化し、文章化したものをいう。）が、使用しやすいように配慮して作成され、常時活用されていること及び看護手順（各病院で行われる看護業務を順序立てて、一連の流れとして標準化し、文章化したものをいう。）が作成され、評価され、かつ、見直されていること。
- (6) 看護に関する諸記録が適正に行われていること。
 - イ 看護記録が正確に作成されていること。
 - ロ 各患者に対する医療の内容が適正かつ確実に記録されていること。
 - ハ 患者のケアに関するカンファレンスが行われ、その記録が正確に作成されていること。
- (7) 過去三年間に、フィリピン人看護師等、インドネシア人看護師等（経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十年厚生労働省告示第三百十二号。以下「インドネシア人看護師等受入れ指針」という。）第一の四の1に規定するインドネシア人看護師等をいう。以下同じ。）若しくはベトナム人看護師等（看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文に基づく看護及び介護分野におけるベトナム人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十四年厚生労働省告示第五百七号。以下「ベトナム人看護師等受入れ指針」という。）第一の四の1に規定するベトナム人看護師等をいう。以下同じ。）又は特例フィリピン人看護師候補者等（特例フィリピン人看護師候補者及び特例フィリピン人介

護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十四年厚生労働省告示第百九十号。以下「特例フィリピン人看護師候補者等指針」という。）第一の二の1に規定する特例フィリピン人看護師候補者等をいう。以下同じ。）、特例インドネシア人看護師候補者等（特例インドネシア人看護師候補者及び特例インドネシア人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十三年厚生労働省告示第百九十二号。以下「特例インドネシア人看護師候補者等指針」という。）第一の二の1に規定する特例インドネシア人看護師候補者等をいう。以下同じ。）若しくは特例ベトナム人看護師候補者等（特例ベトナム人看護師候補者及び特例ベトナム人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十九年厚生労働省告示第九十九号。以下「特例ベトナム人看護師候補者等指針」という。）第一の二の1に規定する特例ベトナム人看護師候補者等をいう。以下同じ。）の受入れにおいて、虚偽の求人申請、二重契約その他の不正の行為をしたことがない機関により設立されたものであること。

(8) 過去三年間に、第四の二の4、インドネシア人看護師等受入れ指針第四の二の4若しくはベトナム人看護師等受入れ指針第四の二の4又は特例フィリピン人看護師候補者等指針第五の一の2、特例インドネシア人看護師候補者等指針第五の一の2若しくは特例ベトナム人看護師候補者等指針第五の一の2の規定による報告（以下「受入れ機関等報告」という。）を拒否し、又は不当に遅延させたことがない機関により設立されたものであること。

(9) 過去三年間に、第四の二の5、インドネシア人看護師等受入れ指針第四の二の5若しくはベトナム人看護師等受入れ指針第四の二の5又は特例フィリピン人看護師候補者等指針第五の一の3、特例インドネシア人看護師候補者等指針第五の一の3若しくは特例ベトナム人看護師候補者等指針第五の一の3の規定による巡回訪問（以下「受入れ調整機関による巡回訪問」という。）の際の求められた必要な協力を拒んだことがない機関により設立されたものであること。

4 病院における研修の要件

1の(1)のロの病院における研修は、次の(1)から(5)までに掲げる要件を満たしていなければならない。

(1) 研修内容は、看護師国家試験の受験に配慮した適切なものとし、これを実施するための看護研修計画が作成されていること。

(2) 研修を統括する研修責任者並びに専門的な知識及び技術に関する学習の支援、日本語学習の支援、生活支援等を行う研修支援者が配置され、看護研修計画を実施するために必要な体制が整備されていること。

(3) 研修責任者は、原則として看護部門の教育責任者とし、研修支援者は、原則として三年以上の業務経験のある看護師とすること。

(4) 日本語の継続的な学習、職場への適応促進及び日本の生活習慣習得の機会を設けること。

(5) 研修が行われる病床は、医療保険が適用されるものに限ること。

5 病院を設立している受入れ機関との労働契約の要件

1の(3)の労働契約は、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を

受けることを内容とするものでなければならない。

二 介護福祉士の資格取得を目的とした就労等

1 フィリピン人介護福祉士候補者

- (1) フィリピン人介護福祉士候補者（協定附属書八第一部第六節 1 (b) の規定に基づき、入国及び一時的な滞在が許可された者に限る。以下この二において同じ。）は、次のイ及びロの活動に従事する。

イ 2 の規定による六月間の日本語の語学研修、介護導入研修及び就労ガイダンス（ロにおいて「六月間の研修」という。）の履修

ロ 六月間の研修の修了後、介護福祉士の監督の下での研修を通じた介護施設における必要な知識及び技術の修得

- (2) フィリピン人介護福祉士候補者は、協定附属書八第一部第六節付録二 2 の規定により、卒業に要する期間が少なくとも四年間である高等教育機関から学士号を取得して卒業したフィリピン人であって、フィリピンの法令に従いフィリピン政府により介護士として認定された者又は看護学校（フィリピン政府により認められた高等教育機関であって、看護学士の課程を運営するためのものをいう。）を卒業した者でなければならない。
- (3) (1) の活動は、協定附属書八第一部第六節 1 の規定により、介護施設を設立している受入れ機関であって、受入れ調整機関が紹介したものの労働契約に基づいて行われることを条件とする。
- (4) フィリピン人介護福祉士候補者の入国及び一時的な滞在は、協定附属書八第一部第六節付録一 3 (b) の規定により、一年間の滞在とし、一年ずつ三回に限り更新することができるとされ、第一の三による。

2 日本語の語学研修、介護導入研修及び就労ガイダンスの履修

- (1) フィリピン人介護福祉士候補者は、協定附属書八第一部第六節 1 の規定により、入国後六月間、日本語の語学研修、介護導入研修（介護施設で就労し、介護福祉士の資格を取得するために必要となる知識及び技術を修得させるための研修をいう。以下同じ。）及び就労ガイダンスを受けなければならない。ただし、1 の(1)のロの活動に従事するために十分な言語能力を有すると認められる者については、日本語の語学研修を受けることを要しない。
- (2) (1) の日本語の語学研修は、実施取極第二章第十条の規定に基づき、日本国政府からフィリピン政府に通報された機関が行う。
- (3) (1) の介護導入研修及び就労ガイダンスは、事業団が行う。

3 フィリピン人介護福祉士候補者が就労する受入れ施設の要件

フィリピン人介護福祉士候補者が就労する受入れ施設は、別表第一に掲げる介護施設（定員が三十名以上のものに限る。以下この 3 において同じ。）、別表第二に掲げる介護施設（当該介護施設の本体施設の定員が三十名以上のものに限る。以下この 3 において同じ。）又は別表第三に掲げる介護施設（別表第一に掲げる介護施設又は別表第二に掲げる介護施設と同一の敷地内において一体的に運営されているものに限る。）であって、次の(1)から(6)までに掲げる要件を満たしているものでなければならない。

- (1) 介護福祉士養成施設における実習施設と同等の体制が整備されていること。
- (2) 介護職員の員数（フィリピン人介護福祉士候補者、インドネシア人介護福祉士候補者（インドネシア人看護師等受入れ指針第一の四の３に規定するインドネシア人介護福祉士候補者をいう。）及びベトナム人介護福祉士候補者（ベトナム人看護師等受入れ指針第一の四の３に規定するベトナム人介護福祉士候補者をいう。）を除く。）が、法令に基づく職員等の配置の基準を満たすこと。ただし、次のいずれかに該当する者は、職員等の配置の基準を定める法令の適用については、職員等とみなしても差し支えない。

イ 受入れ施設において就労を開始した日から六月を経過したフィリピン人介護福祉士候補者

ロ 受入れ施設において就労を開始した日から六月を経過していないフィリピン人介護福祉士候補者（受入れ施設（適切な研修体制及び安全管理体制が整備されているものに限る。）に係る事業を行う者が、当該フィリピン人介護福祉士候補者の日本語の能力及び研修の実施状況並びに当該受入れ施設の管理者、研修責任者その他の職員の意見等を勘案し、職員等の配置の基準を定める法令の適用について職員等とみなすこととしたものに限る。）

ハ 日本語能力試験（独立行政法人国際交流基金及び公益財団法人日本国際教育支援協会（昭和三十二年三月一日に財団法人日本国際教育協会として設立された法人をいう。）が実施する日本語能力試験をいう。）のN1又はN2（平成二十二年三月三十一日までに実施された審査にあつては、一級又は二級）に合格したフィリピン人介護福祉士候補者

- (3) 常勤の介護職員の四割以上が、介護福祉士の資格を有する職員であること。
- (4) 過去三年間に、フィリピン人看護師等、インドネシア人看護師等若しくはベトナム人看護師等又は特例フィリピン人看護師候補者等、特例インドネシア人看護師候補者等若しくは特例ベトナム人看護師候補者等の受入れにおいて、虚偽の求人申請、二重契約その他の不正の行為をしたことがない機関により設立されたものであること。
- (5) 過去三年間に、受入れ機関等報告を拒否し、又は不当に遅延させたことがない機関により設立されたものであること。
- (6) 過去三年間に、受入れ調整機関による巡回訪問の際の求められた必要な協力を拒んだことがない機関により設立されたものであること。

4 介護施設における研修の要件

1の(1)のロの介護施設における研修は、次の(1)から(4)までに掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 研修内容は、介護福祉士試験の受験及び社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和六十二年厚生省令第五十号）別表第五又は社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成二十年<sup>文部科学省
厚生労働省</sup>令第二号）別表第四の二に定める介護過程Ⅲに相当する専門的技術の習得に配慮した適切なものとし、これを実施するための介護研修計画が作成されていること。

- (2) 研修を統括する研修責任者並びに専門的な知識及び技術に関する学習の支援、日本語学習の支援、生活支援等を行う研修支援者が配置され、介護研修計画を実施するために必要な体制が整備されていること。
- (3) 研修責任者は、原則として、五年以上介護業務に従事した経験があつて介護福祉士の資格を有する者とする。
- (4) 日本語の継続的な学習、職場への適応促進及び日本の生活習慣習得の機会を設けること。

5 介護施設を設立している受入れ機関との労働契約の要件

1の(3)の労働契約は、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることを内容とするものでなければならない。

三 介護福祉士の資格取得を目的とした就学等

1 フィリピン人介護福祉士候補者

- (1) フィリピン人介護福祉士候補者（協定附属書八第一部第六節1(c)の規定に基づき、入国及び一時的な滞在が許可された者に限る。以下この三において同じ。）は、次のイ及びロの活動に従事する。

イ 2の規定による六月間の日本語の語学研修（ロにおいて「六月間の研修」という。）の履修

ロ 六月間の研修の修了後、介護福祉士養成施設における必要な知識及び技術の修得（当該介護福祉士養成施設における養成課程の期間は四年を超えないものとする。）

- (2) フィリピン人介護福祉士候補者は、協定附属書八第一部第六節付録二3の規定により、卒業に要する期間が少なくとも四年間である高等教育機関から学士号を取得して卒業したフィリピン人でなければならない。
- (3) (1)の活動は、介護福祉士養成施設を設立している受入れ機関であつて、受入れ調整機関が紹介したものによる入学の許可があることを条件とする。
- (4) フィリピン人介護福祉士候補者の入国及び一時的な滞在は、協定附属書八第六節付録一3(c)の規定により、一年間の滞在とし、(1)のロの介護福祉士養成施設における養成課程の修了のために必要な期間まで更新することができるとされ、第一の三による。

2 日本語の語学研修の履修

- (1) フィリピン人介護福祉士候補者は、協定附属書八第一部第六節1の規定により、入国後六月間、日本語の語学研修を受けなければならない。ただし、1の(1)のロの活動に従事するために十分な言語能力を有すると認められる者については、日本語の語学研修を受けることを要しない。
- (2) (1)の日本語の語学研修は、実施取極第二章第十条の規定に基づき、日本国政府からフィリピン政府に通報された機関が行う。

3 フィリピン人介護福祉士候補者が就学する介護福祉士養成施設の要件

フィリピン人介護福祉士候補者が就学する介護福祉士養成施設は、次の(1)から(6)までに掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 養成課程が、昼間課程であること。

- (2) 適切な教育の体制が整備されていること。
- (3) 公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会（平成三年三月二十七日に社団法人日本介護福祉士養成施設協会という名称で設立された法人をいう。）による卒業時共通試験を実施するとともに、介護福祉士養成施設が低得点と認める就学者に対し、補習、再試験、レポート提出等の措置を採っていること。
- (4) 過去三年間に、フィリピン人看護師等、インドネシア人看護師等若しくはベトナム人看護師等又は特例フィリピン人看護師候補者等、特例インドネシア人看護師候補者等若しくは特例ベトナム人看護師候補者等の受入れにおいて、虚偽の学生の募集、不正な入学の許可その他の不正の行為をしたことがない機関により設立されたものであること。
- (5) 過去三年間に、受入れ機関等報告を拒否し、又は不当に遅延させたことがない機関により設立されたものであること。
- (6) 過去三年間に、受入れ調整機関による巡回訪問の際の求められた必要な協力を拒んだことがない機関により設立されたものであること。

第三 資格取得後の就労

一 フィリピン人看護師の就労

1 フィリピン人看護師

- (1) 協定附属書八第一部第六節 2 の規定に基づき、入国及び一時的な滞在を許可された次のイ又はロに該当するフィリピン人は、看護師としてのサービスの提供に従事する。
 - イ 第二の一の 1 の(4)の滞在の間に看護師国家試験に合格することにより看護師の資格を取得した者
 - ロ 看護師国家試験に合格することにより看護師の資格を取得した者（第二の一の 1 の(4)の滞在の間に看護師の資格を取得した者を除く。）
- (2) (1)のサービスの提供は、協定附属書八第一部第六節 2 の規定により、受入れ機関との労働契約に基づいて行われることを条件とする。
- (3) フィリピン人看護師の入国及び一時的な滞在は、協定附属書八第一部第六節付録一 4 の規定により、三年間（この期間は、三年を超えない範囲内で更新することができる。）の滞在とされ、第一の三による。
- (4) (1)のイに該当する者（再入国の許可を取得することなく日本国を出国した者に限る。）及び(1)のロに該当する者に対する入国及び一時的な滞在の許可は、協定附属書八第一部第六節 2 の規定により、フィリピン政府により指名され、及び日本国政府に通報されること並びに(2)の労働契約が当該フィリピン人と受入れ機関であって受入れ調整機関が紹介したものとの間で締結されることを条件とする。

2 フィリピン人看護師が就労する受入れ施設の要件

フィリピン人看護師が就労する受入れ施設は、別表第四に掲げる施設であって、次の(1)から(4)までに掲げる要件を満たしているものでなければならない。

- (1) 施設を設立している受入れ機関が、当該施設で就労するフィリピン人看護師を、利用者の居宅においてサービスを提供する業務に従事させないこと。

- (2) 過去三年間に、フィリピン人看護師等、インドネシア人看護師等若しくはベトナム人看護師等又は特例フィリピン人看護師候補者等、特例インドネシア人看護師候補者等若しくは特例ベトナム人看護師候補者等の受入れにおいて、虚偽の求人申請、二重契約その他の不正の行為をしたことがない機関により設立されたものであること。
- (3) 過去三年間に、受入れ機関等報告を拒否し、又は不当に遅延させたことがない機関により設立されたものであること。
- (4) 過去三年間に、受入れ調整機関による巡回訪問の際の求められた必要な協力を拒んだことがない機関により設立されたものであること。

3 受入れ機関との労働契約の要件

1の(2)の労働契約は、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることを内容とするものでなければならない。

二 フィリピン人介護福祉士の就労

1 フィリピン人介護福祉士

- (1) 協定附属書八第一部第六節2の規定に基づき、入国及び一時的な滞在を許可された次のイ又はロに該当するフィリピン人は、介護福祉士としてのサービスの提供に従事する。

イ 第二の二の1の(4)又は第二の三の1の(4)の滞在の間に介護福祉士の資格を取得した者

ロ 第二の二の1の(4)の滞在の後に介護福祉士試験に合格することにより介護福祉士の資格を取得した者（当該滞在の間に介護福祉士の資格を取得した者を除く。）

- (2) (1)のサービスの提供は、協定附属書八第一部第六節2の規定により、受入れ機関との労働契約に基づいて行われることを条件とする。
- (3) フィリピン人介護福祉士の入国及び一時的な滞在は、協定附属書八第一部第六節付録一4の規定により、三年間（この期間は、三年を超えない範囲内で更新することができる。）の滞在とされ、第一の三による。
- (4) (1)のイに該当する者（再入国の許可を取得することなく日本国を出国した者に限る。）及び(1)のロに該当する者に対する入国及び一時的な滞在の許可は、協定附属書八第一部第六節2の規定により、フィリピン政府により指名され、及び日本国政府に通報されること並びに(2)の労働契約が当該フィリピン人と受入れ機関であって受入れ調整機関が紹介したものとの間で締結されることを条件とする。

2 フィリピン人介護福祉士が就労する受入れ施設の要件

フィリピン人介護福祉士が就労する受入れ施設は、当該受入れ機関が当該フィリピン人介護福祉士を介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務に従事させることができる施設であって、次の(1)から(3)までに掲げる要件を満たしているものでなければならない。

- (1) 過去三年間に、フィリピン人看護師等、インドネシア人看護師等若しくはベトナム人看護師等又は特例フィリピン人看護師候補者等、特例インドネシア人看護

師候補者等若しくは特例ベトナム人看護師候補者等の受入れにおいて、虚偽の求人申請、二重契約その他の不正の行為をしたことがない機関により設立されたものであること。

(2) 過去三年間に、受入れ機関等報告を拒否し、又は不当に遅延させたことがない機関により設立されたものであること。

(3) 過去三年間に、受入れ調整機関による巡回訪問の際の求められた必要な協力を拒んだことがない機関により設立されたものであること。

3 受入れ機関との労働契約の要件

1の(2)の労働契約は、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることを内容とするものでなければならない。

第四 受入れ調整機関によるあっせん等

一 受入れ調整機関の設置

受入れ調整機関は、事業団とする。

二 受入れ調整機関の事業

事業団は、フィリピン人看護師等の円滑かつ適正な受入れを実施するため、次に掲げる事業を実施する。

1 受入れ機関の募集、あっせん等

事業団は、受入れ調整機関として、受入れ機関の募集を行い、受入れ施設の要件、研修の要件及び労働契約の要件を満たすことを確認し、かつ、4の規定による報告及び5の規定による巡回訪問に関する守秘義務を含む受入れ支援に係る契約を当該受入れ機関と締結した上で、フィリピン海外雇用庁又は高等教育委員会と協力して、受入れ機関及びフィリピン人看護師等に対し、就業又は就学に関する必要な情報を提供し、相談を行い、受入れ機関とフィリピン人看護師等との間における雇用関係の成立及び介護福祉士養成施設への入学のあっせんを行う。なお、事業団は、受入れ機関の募集に当たり、円滑かつ適正な受入れを図るため、協定に基づく受入れの仕組みに関し、広報活動等を通じて周知を図るものとする。

2 フィリピン人看護師等の円滑な受入れのための協力

事業団は、外務省等の関係機関と連携し、フィリピンにおいて実施されるフィリピン人看護師候補者及びフィリピン人介護福祉士候補者に対する説明会に職員を派遣する等その円滑な受入れのために必要な協力を行う。

3 日本語研修実施機関等との連携

事業団は、日本語研修実施機関からの報告の受理など、日本語研修実施機関その他の関係機関との必要な連携を行う。

4 受入れ機関からの報告の受理

(1) 定期報告

イ フィリピン人看護師候補者又はフィリピン人介護福祉士候補者（介護福祉士養成施設で就学する者を除く。）の受入れ機関は、受入れ施設の要件の遵守状況、研修の実施状況及び労働契約の要件の遵守状況について、介護福祉士養成施設で就学するフィリピン人介護福祉士候補者の受入れ機関は、受入れ施設の要件の遵守状況及び就学するフィリピン人介護福祉士候補者の就学状況について

て、毎年一月一日現在で、事業団に報告するものとする。

- ロ フィリピン人看護師又はフィリピン人介護福祉士の受入れ機関は、当該フィリピン人看護師又はフィリピン人介護福祉士が在留期間の更新の許可を申請する際、受入れ施設の要件の遵守状況及び労働契約の要件の遵守状況を事業団に報告するものとする。

(2) 随時報告

- イ 受入れ機関は、受け入れている特定活動の在留資格（フィリピン人看護師等又は特例フィリピン人看護師候補者等に係る活動を指定されたものに限る。）以外の在留資格をもって在留する者が、特定活動の在留資格（フィリピン人看護師等に係る活動を指定されたものに限る。）への変更の許可を受けた場合には、速やかにその旨を事業団に報告するものとする。

- ロ 受入れ機関は、受け入れているフィリピン人看護師等が受入れ施設の変更に係る在留資格の変更の許可を受けた場合には、速やかにその旨を事業団に報告するものとする。

- ハ 受入れ機関は、受け入れているフィリピン人看護師等が死亡若しくは失踪した場合又は当該フィリピン人看護師等が入管法第十九条第一項の規定に違反して収入を伴う事業を運営する活動若しくは報酬を受ける活動を行っていると思料する場合には、速やかに事業団に報告するものとする。

- ニ 受入れ機関は、受け入れているフィリピン人看護師等が特定活動の在留資格（フィリピン人看護師等又は特例フィリピン人看護師候補者等に係る活動を指定されたものに限る。）以外の在留資格への変更の許可を受けた場合には、速やかにその旨を事業団に報告するものとする。

- ホ 受入れ機関は、受け入れているフィリピン人看護師等との労働契約を終了し、又は受け入れているフィリピン人介護福祉士候補者への養成課程の履修の許可を取り消す場合には、あらかじめ、その旨を事業団に報告するものとする。

- ヘ 受入れ機関は、フィリピン人看護師又はフィリピン人介護福祉士が受入れ機関との間で労働契約を締結し、受入れ機関の変更に係る在留資格の変更の許可を受けたことにより、受入れ施設において就労を開始した場合には、速やかにその旨を事業団に報告するものとする。

- ト 受入れ機関は、受け入れているフィリピン人看護師候補者又はフィリピン人介護福祉士候補者の国家試験の合否が判明した場合には、その結果を速やかに事業団に報告するものとする。

- チ 介護福祉士養成施設を設立している受入れ機関は、受け入れているフィリピン人介護福祉士候補者の養成課程の修了結果を速やかに事業団に報告するものとする。

- リ 介護福祉士養成施設を設立している受入れ機関は、受け入れているフィリピン人介護福祉士候補者が介護福祉士として就労する施設（以下このリにおいて「就労施設」という。）を決定した場合には、当該受入れ機関及び就労施設を設立している受入れ機関の連名により、就労施設の名称及び所在地並びに当該就労施設を設立している受入れ機関の名称及び所在地を速やかに事業団に報告

するものとする。

ヌ 受入れ機関は、一時的な滞在の期間内に資格を取得しなかったフィリピン人看護師候補者又はフィリピン人介護福祉士候補者の帰国後、速やかにその旨を事業団に報告するものとする。

(3) 事業団は、(1)及び(2)に掲げるほか、協定に基づくフィリピン人看護師等の受入れの円滑かつ適正な実施を図るため、必要と認める場合には、受入れ機関に対し、必要な報告を求めるものとする。

(4) 事業団は、(1)から(3)までの報告その他整理した必要な情報を厚生労働大臣に提出するものとする。

5 受入れ施設に対する巡回訪問

事業団は、定期的に又は必要に応じてフィリピン人看護師等の受入れ施設を巡回訪問し、受入れ機関によるフィリピン人看護師等（介護福祉士養成施設で就学するフィリピン人介護福祉士候補者を除く。）の雇用管理の状況、受入れ機関によるフィリピン人看護師候補者若しくはフィリピン人介護福祉士候補者（介護福祉士養成施設で就学する者を除く。）の研修の実施状況又は介護福祉士養成施設で就学するフィリピン人介護福祉士候補者の就学状況若しくは在籍状況等を把握する。

6 フィリピン人看護師等からの相談等に対する対応

事業団は、フィリピン人看護師等から、受入れ機関における研修、指導体制、就労環境等について相談、苦情等があった場合には、適切に相談、苦情等に応じ、説明等を行う。

7 受入れ機関に対する相談支援等

事業団は、受入れ機関から、フィリピン人看護師等の研修、雇用管理等について相談等があった場合には、適切に相談等に応じ、説明、助言等を行う。また、事業団は、フィリピン人看護師候補者及びフィリピン人介護福祉士候補者の就労又は就学の開始前に、必要に応じ、受入れ機関に対し、フィリピン人看護師候補者及びフィリピン人介護福祉士候補者の病院又は介護施設における研修の実施、雇用管理等に関する説明会を実施する。

8 受入れ機関に対する助言

事業団は、4の規定による報告又は5の規定による巡回訪問の実施等に関して、必要があると認めるときは、受入れ機関に対し、必要な助言を行う。

9 関係行政機関との連携等

事業団は、4の規定による報告、5の規定による巡回訪問の実施、6若しくは7の規定による相談への対応又は8の規定による助言等に関して、必要があると認めるときは、都道府県労働局、地方出入国在留管理局等の関係行政機関に連絡すること等により、問題の解決を図る。

三 受入れ調整機関に対する指導監督等

厚生労働大臣は、フィリピン人看護師等の円滑かつ適正な受入れを実施するため、事業団に対し、受入れ機関における研修の実施状況その他の必要な事項の報告を徴収し、その他必要な指導及び監督を行う。

第五 円滑かつ適正な受入れを実施するための措置

厚生労働大臣は、フィリピン人看護師等に対する質の高い研修体制並びにフィリピン人看護師等による適切な保健医療及び福祉サービスの提供を確保するとともに、フィリピン人看護師等の受入れの円滑かつ適正な実施を図るため、以下の措置を実施する。

一 報告

厚生労働大臣は、第四の二の４に規定する報告がないときその他フィリピン人看護師等の職業の安定に関し必要があると認めるときは、受入れ機関から必要な報告の提出を求めることができる。

二 改善指示

- 1 厚生労働大臣は、事業団が、この指針で定める受入れ施設の要件、研修の要件又は労働契約の要件を満たさない施設を設立する受入れ機関とフィリピン人看護師等との間における雇用関係の成立をあっせんしようとするときその他協定に基づくフィリピン人看護師等の受入れの円滑かつ適正な実施を図る観点から、事業団が行う職業紹介事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、事業団に対し、必要な措置（要件を満たさない施設を設立する受入れ機関に紹介を行わないことを含む。）を採ることを指示することができる。
- 2 厚生労働大臣は、介護福祉士養成施設が、フィリピン人介護福祉士候補者に対する入学許可の後、この指針で定める受入れ施設の要件又は研修の要件を満たさないときその他協定に基づくフィリピン人看護師等の円滑かつ適正な受入れを実施するため必要があると認めるときは、当該介護福祉士養成施設に対し、必要な措置（介護福祉士養成施設におけるフィリピン人介護福祉士候補者の就学の一時的な停止を含む。）を採ることを指示することができる。

第六 受入れ人数等

- 一 フィリピン人看護師等の入国及び一時的な滞在の人数は、協定第百十条３に基づき定められる人数を超えないものとする。
- 二 協定に基づくフィリピン人看護師等の入国及び一時的な滞在については、必要に応じ、協定第百十条３に基づき、一時停止の措置が講じられる。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行の日から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、別表第一の五中「福祉ホーム」とあるのは、「福祉ホーム、同法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同条に規定する身体障害者更生援護施設のうち、同法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第二十九条に規定する身体障害者更生施設、同法第三十条に規定する身体障害者療護施設並びに同法第三十一条に規定する身体障害者授産施設（入所の施設に限る。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同条に規定する知的障害者援護施設のうち、同法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）

第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設（入所の施設に限る。）並びに同法第二十一条の七に規定する知的障害者授産施設（入所の施設に限る。）とする。

- 3 この告示の施行の日から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、別表第二の四中「地域活動支援センター」とあるのは、「地域活動支援センター又は同法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同条に規定する身体障害者更生援護施設のうち、同法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法第三十一条に規定する身体障害者授産施設（通所の施設に限る。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同条に規定する知的障害者援護施設のうち、同法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設（通所の施設に限る。）並びに同法第二十一条の七に規定する知的障害者授産施設（通所の施設に限る。）」とする。

附 則（平成二十八年厚生労働省告示第二百二号）

- 1 この告示は、平成二十八年四月八日から適用する。
- 2 この告示の適用の日から平成三十年三月三十一日までの間は、別表第三第四号中「指定介護予防サービスに該当する同法」とあるのは「指定介護予防サービスに該当する地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）附則第十一条及び第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第五条の規定（同法附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護（以下この号において「旧介護予防通所介護」という。）若しくは介護保険法」と、「該当する介護予防短期入所生活介護」とあるのは「該当する旧介護予防通所介護若しくは介護予防短期入所生活介護」とする。

別表第一

- 一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に規定する障害児入所施設
- 二 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）に規定する救護施設又は更生施設
- 三 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム
- 四 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）に規定する指定居宅サービスに該当する同法に規定する特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）に規定する外部サービス利用型特定施設入居者生活介護（別表第三第四号において単に「外部サービス利用型特定施設入居者生活介護」という。）を除く。）若しくは同法に規定する指定介護予防サービスに該当する同法に規定する介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）に規定する外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護（同号において単に「外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護」という。）を除く。）を行う施設（老人福祉法に規定する養護老人ホームを除く。）又は介護保険法に規定する介護老人保健施設若しくは介護医療院
- 五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設又は福祉ホーム

別表第二

- 一 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和四十一年厚生省令第十九号）に規定するサテライト型養護老人ホーム
- 二 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号）に規定するサテライト型居住施設
- 三 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）に規定するサテライト型小規模介護老人保健施設
- 四 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）に規定するサテライト型特定施設（第一号に掲げる施設を除く。）

別表第三

- 一 児童福祉法に規定する児童発達支援を行う施設又は障害児入所施設
- 二 生活保護法に規定する救護施設又は更生施設
- 三 老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム
- 四 介護保険法に規定する指定居宅サービスに該当する同法に規定する通所介護、短期入所生活介護、通所リハビリテーション、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を除く。）、同法に規定する指定介護予防サービスに該当する同法に規定する介護予防短期入所生活介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）、同

法に規定する基準該当居宅サービスに該当する通所介護若しくは短期入所生活介護、同法に規定する基準該当介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護、同法に規定する指定地域密着型サービスに該当する同法に規定する地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護若しくは地域密着型特定施設入居者生活介護、同法に規定する指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法に規定する介護予防認知症対応型通所介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護若しくは同法に規定する第一号通所事業を行う施設（老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び養護老人ホームを除く。）又は介護保険法に規定する介護老人保健施設若しくは介護医療院

五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業のうち短期入所、生活介護、自立訓練、就労移行支援若しくは就労継続支援若しくは同法第七十七条第一項第九号の事業に相当する事業を行う施設又は同法に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター若しくは福祉ホーム

六 その他第一号から前号までに類する通所サービスを提供する施設

別表第四

- 一 児童福祉法に規定する障害児入所施設又は児童心理治療施設
- 二 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に規定する病院、診療所又は助産所
- 三 老人福祉法に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム
- 四 介護保険法に規定する介護老人保健施設又は介護医療院
- 五 その他医療等を提供する施設

平成24年厚生労働省告示第507号
(平成24年9月13日公示)
(平成25年1月18日一部改正)
(平成25年3月6日一部改正)
(平成25年3月25日一部改正)
(平成25年5月22日一部改正)
(平成28年4月8日一部改正)
(平成29年1月12日一部改正)
(平成29年3月8日一部改正)
(平成29年3月29日一部改正)
(平成29年3月31日一部改正)
(平成30年3月29日一部改正)
(平成30年3月30日一部改正)
(平成31年4月1日一部改正)
(令和6年3月15日一部改正)
(令和6年5月31日一部改正)

看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文に基づく看護及び介護分野におけるベトナム人看護師等の受入れの実施に関する指針

第一 総論

一 目的

この指針は、平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府（以下「ベトナム政府」という。）との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡（以下「交換公文」という。）1から5まで及び11から19まで（1から5までに係る事項に限る。）の規定並びに附属書一の規定に基づくベトナム人看護師等の受入れの仕組み及びその運営に関する基本的事項を明らかにすることにより、看護及び介護分野におけるベトナム人看護師等の円滑かつ適正な受入れを図ることを目的とする。

二 ベトナム人看護師等及び受入れ機関の責務

1 ベトナム人看護師等の責務

ベトナム人看護師等は、受入れ機関の指導に従い、日本国の法律に基づく看護師及び介護福祉士の資格の取得に必要な知識及び技術の修得に精励するとともに、当該資格取得後は両国の保健医療及び福祉の発展に貢献するよう、努めるものとする。

2 受入れ機関の責務

受入れ機関は、日本国の法律に基づく看護師及び介護福祉士の資格の取得に必要な知識及び技術の修得が図られるよう、受入れ体制の確保に取り組むとともに、専門的人材としてのベトナム人看護師等に対する国民の理解に資するよう、ベトナム人看護師等が地域の保健医療及び福祉の現場において専門的能力を発揮して活躍する環境づくりに努めるものとする。また、労働関係法令等の遵守を通じ、適正な労働条件の確保を図るものとする。

三 出入国管理上の取扱い

交換公文に基づくベトナム人看護師等に対する出入国管理は、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）、出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成二年法務省告示第百三十一号）及び法務大臣が定める告示等に従って実施される。

四 定義

この指針において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるところによる。

- 1 ベトナム人看護師等 ベトナム人看護師候補者及びベトナム人介護福祉士候補者並びにベトナム人看護師及びベトナム人介護福祉士をいう。
- 2 ベトナム人看護師候補者 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）に基づく看護師の資格（以下「看護師の資格」という。）を看護師国家試験に合格することにより取得することを目的として、交換公文1(a)の規定に基づき、入国及び一時的な滞在が許可されたベトナム人をいう。
- 3 ベトナム人介護福祉士候補者 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）に基づく介護福祉士の資格（以下「介護福祉士の資格」という。）を介護福祉士試験に合格することにより取得することを目的として、交換公文1(b)又は(c)の規定に基づき、入国及び一時的な滞在が許可されたベトナム人をいう。
- 4 ベトナム人看護師 看護師の資格を有するベトナム人であって、交換公文3(a)の規定に基づき、入国及び一時的な滞在が許可された者をいう。
- 5 ベトナム人介護福祉士 介護福祉士の資格を有するベトナム人であって、交換公文3(b)の規定に基づき、入国及び一時的な滞在が許可された者をいう。
- 6 受入れ調整機関 交換公文1(a)及び(b)並びに3の注釈((b)に係る部分に限る。)の規定に基づき、ベトナム人看護師等と受入れ機関との間の雇用関係の成立をあっせんする機関として、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十条第一項の規定により有料職業紹介事業の許可を受けて、交換公文11(a)((i)に係る部分に限る。)の規定に基づき、日本国政府からベトナム政

府に通報された機関であり、かつ、交換公文1(c)の規定に基づき、ベトナム人介護福祉士候補者の介護福祉士養成施設（社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二項第一号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校並びに都道府県知事の指定した養成施設をいう。以下同じ。）への入学をあっせんする機関として、交換公文11(a)（(i)に係る部分に限る。）の規定に基づき、日本国政府からベトナム政府に通報された機関をいう。

- 7 受入れ機関 交換公文1から5までの規定に基づき、その設立している施設において雇用する契約をベトナム人看護師等との間で締結し、又はその設立している介護福祉士養成施設に入学する許可をベトナム人介護福祉士候補者に対し与えた日本国内にある医療法人、社会福祉法人等の公私の機関をいう。
- 8 受入れ施設 交換公文1から5までの規定に基づき、ベトナム人看護師候補者が受入れ機関との労働契約に基づき就労する病院、ベトナム人介護福祉士候補者が受入れ機関との労働契約に基づき就労する特別養護老人ホーム、介護老人保健施設その他の介護施設、ベトナム人介護福祉士候補者が受入れ機関による入学の許可に基づき就学する介護福祉士養成施設並びにベトナム人看護師及びベトナム人介護福祉士が受入れ機関との労働契約に基づき就労する施設をいう。

第二 資格取得前の受入れ機関での就労等

一 看護師の資格取得を目的とした就労等

1 ベトナム人看護師候補者

(1) ベトナム人看護師候補者は、次のイ及びロの活動に従事する。

イ ロの活動の準備のための研修（2の規定による日本語の語学研修、看護導入研修及び就労ガイダンスをいう。）の履修

ロ 看護師の監督の下での研修を通じた病院における必要な知識及び技術の修得

(2) ベトナム人看護師候補者は、交換公文附属書一(1)(a)の規定により、ベトナムの法令に基づいて登録された、資格を有する看護師であって、ベトナムの一般看護師の認定証を取得しているものであり、かつ、ベトナムにおける三年制又は四年制の看護の課程を修了した者でなければならない。

(3) ベトナム人看護師候補者は、交換公文附属書一(1)(b)の規定により、少なくとも二年間ベトナムの一般看護師としての実務経験（(2)に規定する看護の課程を修了した後の九箇月の実習期間の経験を含む。）を有する者でなければならない。

(4) ベトナム人看護師候補者は、交換公文附属書一(1)(c)の規定により、日本語の能力に関し、次のイ又はロのいずれかの要件を満たす者でなければならない。

イ 日本語能力試験（独立行政法人国際交流基金及び公益財団法人日本国

際教育支援協会（昭和三十二年三月一日に財団法人日本国際教育協会として設立された法人をいう。）が実施する日本語能力試験をいう。以下同じ。）のN1又はN2（平成二十二年三月三十一日までに実施された審査にあつては、一級又は二級。以下同じ。）に合格していること。

ロ 日本語能力試験のN3に合格しており、かつ、ベトナム政府が管理する日本語の研修の課程を修了していること。

(5) (1)のロの活動は、交換公文1(a)(ii)の規定により、病院を設立している受入れ機関であつて、受入れ調整機関が紹介したものと労働契約に基づいて行われることを条件とする。

(6) ベトナム人看護師候補者の入国及び一時的な滞在は、交換公文2(a)の規定により、一年間の滞在とし、一年ずつ二回に限り更新することができることとされ、第一の三による。

2 日本語の語学研修、看護導入研修及び就労ガイダンスの履修

(1) ベトナム人看護師候補者は、交換公文1の規定により、入国後、日本語の語学研修（日本語研修実施機関（交換公文1(a)(i)、(b)(i)及び(c)(i)に規定する準備の課程として日本語の語学研修を行う機関をいう。以下同じ。）の行うものをいう。）、看護導入研修（病院で就労し、看護師の資格を取得するために必要となる知識及び技術を修得させるための研修をいう。以下同じ。）及び就労ガイダンス（受入れ機関の就労環境等に係る母国語による相談窓口及びその他の相談窓口の説明、労働関係法令の内容、受入れ機関の不正な行為への対処方法その他の法的保護に必要な情報に関する説明会をいう。以下同じ。）を受けなければならない。

(2) (1)の日本語の語学研修は、交換公文1の注釈の規定に基づき、日本国政府からベトナム政府に通報された機関が行う。

(3) (1)の看護導入研修及び就労ガイダンスは、公益社団法人国際厚生事業団（昭和五十八年七月十二日に社団法人国際厚生事業団という名称で設立された法人をいう。以下「事業団」という。）が行う。

3 ベトナム人看護師候補者が就労する受入れ施設の要件

ベトナム人看護師候補者が就労する受入れ施設は、看護師学校養成所の臨地実習受入れ病院と同等の体制が整備されている病院（医療保険が適用される病床を有するものに限る。）であつて、次の(1)から(9)までに掲げる要件を満たしていなければならない。

(1) 原則として、看護学生の臨地実習に係る実習指導者（厚生労働省又は都道府県が実施する実習指導者講習会等を受けた者をいう。）が配置されていること。

(2) 看護師及び准看護師の員数が、入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、精神病床においては、入院患者の数が四又

はその端数を増すごとに一以上、療養病床においては、入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

(3) 看護職員の半数以上が看護師であること。

(4) 看護の組織部門が明確に定められていること。

イ 病院の組織の中で、看護部門が独立して位置付けられていること。

ロ 看護部門としての方針が明確であること。

ハ 看護部門の各階級及び職種の業務分担が明確であること。

ニ 看護師の院内教育及び学生の実習指導を調整する責任者が、4の(1)の看護研修計画に明記されていること。

(5) 看護基準（各病院が提供する看護内容を基準化し、文章化したものをいう。）が、使用しやすいように配慮して作成され、常時活用されていること及び看護手順（各病院で行われる看護業務を順序立てて、一連の流れとして標準化し、文章化したものをいう。）が作成され、評価され、かつ、見直されていること。

(6) 看護に関する諸記録が適正に行われていること。

イ 看護記録が正確に作成されていること。

ロ 各患者に対する医療の内容が適正かつ確実に記録されていること。

ハ 患者のケアに関するカンファレンスが行われ、その記録が正確に作成されていること。

(7) 過去三年間に、ベトナム人看護師等、インドネシア人看護師等（経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針

（平成二十年厚生労働省告示第三百十二号。以下「インドネシア人看護師等受入れ指針」という。）第一の四の1に規定するインドネシア人看護師等をいう。以下同じ。）若しくはフィリピン人看護師等（経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十年厚生労働省告示第五百九号。以下「フィリピン人看護師等受入れ指針」という。）第一の四の1に規定するフィリピン人看護師等をいう。以下同じ。）又は特例ベトナム人看護師候補者等（特例ベトナム人看護師候補者及び特例ベトナム人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十九年厚生労働省告示第九十九号。以下「特例ベトナム人看護師候補者等指針」という。）第一の二の1に規定する特例ベトナム人看護師候補者等をいう。以下同じ。）

（特例インドネシア人看護師候補者及び特例インドネシア人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十三年厚生労働省告示第百九十二号。以下「特例インドネシア人看護師候補者等指針」とい

う。) 第一の二の 1 に規定する特例インドネシア人看護師候補者等をいう。以下同じ。) 若しくは特例フィリピン人看護師候補者等(特例フィリピン人看護師候補者及び特例フィリピン人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針(平成二十四年厚生労働省告示第百九十号。以下「特例フィリピン人看護師候補者等指針」という。) 第一の二の 1 に規定する特例フィリピン人看護師候補者等をいう。以下同じ。) の受入れにおいて、虚偽の求人申請、二重契約その他の不正の行為をしたことがない機関により設立されたものであること。

(8) 過去三年間に、第四の二の 4、インドネシア人看護師等受入れ指針第四の二の 4 若しくはフィリピン人看護師等受入れ指針第四の二の 4 又は特例ベトナム人看護師候補者等指針第五の一の 2、特例インドネシア人看護師候補者等指針第五の一の 2 若しくは特例フィリピン人看護師候補者等指針第五の一の 2 の規定による報告(以下「受入れ機関等報告」という。) を拒否し、又は不当に遅延させたことがない機関により設立されたものであること。

(9) 過去三年間に、第四の二の 5、インドネシア人看護師等受入れ指針第四の二の 5 若しくはフィリピン人看護師等受入れ指針第四の二の 5 又は特例ベトナム人看護師候補者等指針第五の一の 3、特例インドネシア人看護師候補者等指針第五の一の 3 若しくは特例フィリピン人看護師候補者等指針第五の一の 3 の規定による巡回訪問(以下「受入れ調整機関による巡回訪問」という。) の際の求められた必要な協力を拒んだことがない機関により設立されたものであること。

4 病院における研修の要件

1 の(1)のロの病院における研修は、次の(1)から(5)までに掲げる要件を満たしていなければならない。

(1) 研修内容は、看護師国家試験の受験に配慮した適切なものとし、これを実施するための看護研修計画が作成されていること。

(2) 研修を統括する研修責任者並びに専門的な知識及び技術に関する学習の支援、日本語学習の支援、生活支援等を行う研修支援者が配置され、看護研修計画を実施するために必要な体制が整備されていること。

(3) 研修責任者は、原則として看護部門の教育責任者とし、研修支援者は、原則として三年以上の業務経験のある看護師とすること。

(4) 日本語の継続的な学習、職場への適応促進及び日本の生活習慣習得の機会を設けること。

(5) 研修が行われる病床は、医療保険が適用されるものに限ること。

5 病院を設立している受入れ機関との労働契約の要件

1 の(5)の労働契約は、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の

報酬を受けることを内容とするものでなければならない。

二 介護福祉士の資格取得を目的とした就労等

1 ベトナム人介護福祉士候補者

(1) ベトナム人介護福祉士候補者（交換公文 1 (b) の規定に基づき、入国及び一時的な滞在が許可された者に限る。以下この二において同じ。）は、次のイ及びロの活動に従事する。

イ ロの活動の準備のための研修（２の規定による日本語の語学研修、介護導入研修及び就労ガイダンスをいう。）の履修

ロ 介護福祉士の監督の下での研修を通じた介護施設における必要な知識及び技術の修得

(2) ベトナム人介護福祉士候補者は、交換公文附属書一(2) (a) の規定により、ベトナムにおける三年制又は四年制の看護の課程を修了した者でなければならない。

(3) ベトナム人介護福祉士候補者は、交換公文附属書一(2) (b) の規定により、日本語の能力に関し、次のイ又はロのいずれかの要件を満たす者でなければならない。

イ 日本語能力試験の N 1 又は N 2 に合格していること。

ロ 日本語能力試験の N 3 に合格しており、かつ、ベトナム政府が管理する日本語の研修の課程を修了していること。

(4) (1) のロの活動は、交換公文 1 (b) (ii) の規定により、介護施設を設立している受入れ機関であって、受入れ調整機関が紹介したものの労働契約に基づいて行われることを条件とする。

(5) ベトナム人介護福祉士候補者の入国及び一時的な滞在は、交換公文 2 (b) の規定により、一年間の滞在とし、一年ずつ三回に限り更新することができるとされ、第一の三による。

2 日本語の語学研修、介護導入研修及び就労ガイダンスの履修

(1) ベトナム人介護福祉士候補者は、交換公文 1 の規定により、入国後、日本語の語学研修、介護導入研修（介護施設で就労し、介護福祉士の資格を取得するために必要となる知識及び技術を修得させるための研修をいう。以下同じ。）及び就労ガイダンスを受けなければならない。

(2) (1) の日本語の語学研修は、交換公文 1 の注釈の規定に基づき、日本国政府からベトナム政府に通報された機関が行う。

(3) (1) の介護導入研修及び就労ガイダンスは、事業団が行う。

3 ベトナム人介護福祉士候補者が就労する受入れ施設の要件

ベトナム人介護福祉士候補者が就労する受入れ施設は、別表第一に掲げる介護施設（定員が三十名以上のものに限る。以下この 3 において同じ。）、別表第二に掲げる介護施設（当該介護施設の本体施設の定員が三十名以上のもの

に限る。以下この3において同じ。)又は別表第三に掲げる介護施設(別表第一に掲げる介護施設又は別表第二に掲げる介護施設と同一の敷地内において一体的に運営されているものに限る。)であって、次の(1)から(6)までに掲げる要件を満たしているものでなければならない。

(1) 介護福祉士養成施設における実習施設と同等の体制が整備されていること。

(2) 介護職員の員数(ベトナム人介護福祉士候補者、インドネシア人介護福祉士候補者(インドネシア人看護師等受入れ指針第一の四の3に規定するインドネシア人介護福祉士候補者をいう。)及びフィリピン人介護福祉士候補者(フィリピン人看護師等受入れ指針第一の四の3に規定するフィリピン人介護福祉士候補者をいう。))を除く。)が、法令に基づく職員等の配置の基準を満たすこと。ただし、次のいずれかに該当する者は、職員等の配置の基準を定める法令の適用については、職員等とみなしても差し支えない。

イ 受入れ施設において就労を開始した日から六月を経過したベトナム人介護福祉士候補者

ロ 受入れ施設において就労を開始した日から六月を経過していないベトナム人介護福祉士候補者(受入れ施設(適切な研修体制及び安全管理体制が整備されているものに限る。))に係る事業を行う者が、当該ベトナム人介護福祉士候補者の日本語の能力及び研修の実施状況並びに当該受入れ施設の管理者、研修責任者その他の職員の意見等を勘案し、職員等の配置の基準を定める法令の適用について職員等とみなすこととしたものに限る。)

ハ 日本語能力試験のN1又はN2に合格したベトナム人介護福祉士候補者

(3) 常勤の介護職員の四割以上が、介護福祉士の資格を有する職員であること。

(4) 過去三年間に、ベトナム人看護師等、インドネシア人看護師等若しくはフィリピン人看護師等又は特例ベトナム人看護師候補者等、特例インドネシア人看護師候補者等若しくは特例フィリピン人看護師候補者等の受入れにおいて、虚偽の求人申請、二重契約その他の不正の行為をしたことがない機関により設立されたものであること。

(5) 過去三年間に、受入れ機関等報告を拒否し、又は不当に遅延させたことがない機関により設立されたものであること。

(6) 過去三年間に、受入れ調整機関による巡回訪問の際の求められた必要な協力を拒んだことがない機関により設立されたものであること。

4 介護施設における研修の要件

1の(1)のロの介護施設における研修は、次の(1)から(4)までに掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 研修内容は、介護福祉士試験の受験及び社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和六十二年厚生省令第五十号）別表第五又は社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成二十年<sup>文部科学省
厚生労働省</sup>令第二号）別表第四の二に定める介護過程Ⅲに相当する専門的技術の習得に配慮した適切なものとし、これを実施するための介護研修計画が作成されていること。
- (2) 研修を統括する研修責任者並びに専門的な知識及び技術に関する学習の支援、日本語学習の支援、生活支援等を行う研修支援者が配置され、介護研修計画を実施するために必要な体制が整備されていること。
- (3) 研修責任者は、原則として、五年以上介護業務に従事した経験があつて介護福祉士の資格を有する者とする。
- (4) 日本語の継続的な学習、職場への適応促進及び日本の生活習慣習得の機会を設けること。

5 介護施設を設立している受入れ機関との労働契約の要件

1の(4)の労働契約は、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることを内容とするものでなければならない。

三 介護福祉士の資格取得を目的とした就学等

1 ベトナム人介護福祉士候補者

- (1) ベトナム人介護福祉士候補者（交換公文1(c)の規定に基づき、入国及び一時的な滞在が許可された者に限る。以下この三において同じ。）は、次のイ及びロの活動に従事する。

イ ロの活動の準備のための研修（2の規定による日本語の語学研修をいう。）の履修

ロ 介護福祉士養成施設における養成を通じた必要な知識及び技術の修得（当該介護福祉士養成施設における養成課程の期間は四年を超えないものとする。）

- (2) ベトナム人介護福祉士候補者は、交換公文附属書一(2)(a)の規定により、ベトナムにおける三年制又は四年制の看護の課程を修了した者でなければならない。
- (3) ベトナム人介護福祉士候補者は、交換公文附属書一(2)(b)の規定により、日本語の能力に関し、次のイ又はロのいずれかの要件を満たす者でなければならない。

イ 日本語能力試験のN1又はN2に合格していること。

ロ 日本語能力試験のN3に合格しており、かつ、ベトナム政府が管理する日本語の研修の課程を修了していること。

- (4) (1)のロの活動は、交換公文1(c)(ii)の規定により、介護福祉士養成施設を設立している受入れ機関であつて、受入れ調整機関が紹介したものによる入学の許可があることを条件とする。

- (5) ベトナム人介護福祉士候補者の入国及び一時的な滞在は、交換公文 2 (c) の規定により、一年間の滞在とし、(1) のロの介護福祉士養成施設における養成課程の修了のために必要な期間まで更新することができるとされ、第一の三による。

2 日本語の語学研修の履修

- (1) ベトナム人介護福祉士候補者は、交換公文 1 の規定により、入国後、日本語の語学研修を受けなければならない。
- (2) (1) の日本語の語学研修は、交換公文 1 の注釈の規定に基づき、日本国政府からベトナム政府に通報された機関が行う。

3 ベトナム人介護福祉士候補者が就学する介護福祉士養成施設の要件

ベトナム人介護福祉士候補者が就学する介護福祉士養成施設は、次の(1)から(5)までに掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 養成課程が、昼間課程であること。
- (2) 適切な教育の体制が整備されていること。
- (3) 過去三年間に、ベトナム人看護師等、インドネシア人看護師等若しくはフィリピン人看護師等又は特例ベトナム人看護師候補者等、特例インドネシア人看護師候補者等若しくは特例フィリピン人看護師候補者等の受入れにおいて、虚偽の学生の募集、不正な入学の許可その他の不正の行為をしたことがない機関により設立されたものであること。
- (4) 過去三年間に、受入れ機関等報告を拒否し、又は不当に遅延させたことがない機関により設立されたものであること。
- (5) 過去三年間に、受入れ調整機関による巡回訪問の際の求められた必要な協力を拒んだことがない機関により設立されたものであること。

第三 資格取得後の就労

一 ベトナム人看護師の就労

1 ベトナム人看護師

- (1) 交換公文 3 (a) の規定に基づき、入国及び一時的な滞在を許可された次のイ又はロに該当するベトナム人は、看護師としてのサービスの提供に従事する。
- イ 第二の一の 1 の(6)の滞在の間に看護師国家試験に合格することにより看護師の資格を取得した者
- ロ 第二の一の 1 の(6)の滞在の間に看護師の資格が与えられなかった後の期間に看護師国家試験に合格することにより看護師の資格を取得した者
- (2) (1) のサービスの提供は、交換公文 3 (a) の規定により、受入れ機関との労働契約に基づいて行われることを条件とする。
- (3) ベトナム人看護師の入国及び一時的な滞在は、交換公文 3 (a) の規定により、三年間（この期間は、三年を超えない範囲内で更新することができ

る。)の滞在とされ、第一の三による。

- (4) (1)のイに該当する者(再入国の許可を取得することなく日本国を出国した者に限る。)及び(1)のロに該当する者に対する入国及び一時的な滞在の許可は、交換公文3の注釈の規定により(2)の労働契約が当該者と受入れ調整機関が紹介した受入れ機関との間で締結されること及び交換公文5の規定により当該者に関する情報がベトナム政府により日本国政府に通報されることを条件とする。

2 ベトナム人看護師が就労する受入れ施設の要件

ベトナム人看護師が就労する受入れ施設は、別表第四に掲げる施設であって、次の(1)から(4)までに掲げる要件を満たしているものでなければならない。

- (1) 施設を設立している受入れ機関が、当該施設で就労するベトナム人看護師を、利用者の居宅においてサービスを提供する業務に従事させないこと。
- (2) 過去三年間に、ベトナム人看護師等、インドネシア人看護師等若しくはフィリピン人看護師等又は特例ベトナム人看護師候補者等、特例インドネシア人看護師候補者等若しくは特例フィリピン人看護師候補者等の受入れにおいて、虚偽の求人申請、二重契約その他の不正の行為をしたことがない機関により設立されたものであること。
- (3) 過去三年間に、受入れ機関等報告を拒否し、又は不当に遅延させたことがない機関により設立されたものであること。
- (4) 過去三年間に、受入れ調整機関による巡回訪問の際の求められた必要な協力を拒んだことがない機関により設立されたものであること。

3 受入れ機関との労働契約の要件

1の(2)の労働契約は、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることを内容とするものでなければならない。

二 ベトナム人介護福祉士の就労

1 ベトナム人介護福祉士

- (1) 交換公文3(b)の規定に基づき、入国及び一時的な滞在を許可された次のイ又はロに該当するベトナム人は、介護福祉士としてのサービスの提供に従事する。

イ 第二の二の1の(5)又は第二の三の1の(5)の滞在の間に介護福祉士試験に合格することにより介護福祉士の資格を取得した者

ロ 第二の二の1の(5)又は第二の三の1の(5)の滞在の間に介護福祉士の資格が与えられなかった後の期間に介護福祉士試験に合格することにより介護福祉士の資格を取得した者

- (2) (1)のサービスの提供は、交換公文3(b)の規定により、受入れ機関との労働契約に基づいて行われることを条件とする。

(3) ベトナム人介護福祉士の入国及び一時的な滞在は、交換公文 3 (b) の規定により、三年間（この期間は、三年を超えない範囲内で更新することができる。）の滞在とされ、第一の三による。

(4) (1) のイに該当する者（再入国の許可を取得することなく日本国を出国した者に限る。）及び(1) のロに該当する者に対する入国及び一時的な滞在の許可は、交換公文 3 の注釈の規定により(2) の労働契約が当該者と受入れ調整機関が紹介した受入れ機関との間で締結されること及び交換公文 5 の規定により当該者に関する情報がベトナム政府により日本国政府に通報されることを条件とする。

2 ベトナム人介護福祉士が就労する受入れ施設の要件

ベトナム人介護福祉士が就労する受入れ施設は、当該受入れ機関が当該ベトナム人介護福祉士を介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務に従事させることができる施設であって、次の(1) から(3) までに掲げる要件を満たしているものでなければならない。

(1) 過去三年間に、ベトナム人看護師等、インドネシア人看護師等若しくはフィリピン人看護師等又は特例ベトナム人看護師候補者等、特例インドネシア人看護師候補者等若しくは特例フィリピン人看護師候補者等の受入れにおいて、虚偽の求人申請、二重契約その他の不正の行為をしたことがない機関により設立されたものであること。

(2) 過去三年間に、受入れ機関等報告を拒否し、又は不当に遅延させたことがない機関により設立されたものであること。

(3) 過去三年間に、受入れ調整機関による巡回訪問の際の求められた必要な協力を拒んだことがない機関により設立されたものであること。

3 受入れ機関との労働契約の要件

1 の(2) の労働契約は、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることを内容とするものでなければならない。

第四 受入れ調整機関によるあっせん等

一 受入れ調整機関の設置

受入れ調整機関は、事業団とする。

二 受入れ調整機関の事業

事業団は、ベトナム人看護師等の円滑かつ適正な受入れを実施するため、次に掲げる事業を実施する。

1 受入れ機関の募集、あっせん等

事業団は、受入れ機関の募集を行い、受入れ施設の要件、研修の要件及び労働契約の要件を満たすことを確認し、かつ、4 の規定による報告及び5 の規定による巡回訪問に関する守秘義務を含む受入れ支援に係る契約を当該受入れ機関と締結した上で、ベトナム労働・傷病兵・社会問題省海外労働局と協力し

て、受入れ機関及びベトナム人看護師等に対し、就業又は就学に関する必要な情報を提供し、相談を行い、受入れ機関とベトナム人看護師等との間における雇用関係の成立及び介護福祉士養成施設への入学のあっせんを行う。なお、事業団は、受入れ機関の募集に当たり、円滑かつ適正な受入れを図るため、交換公文に基づく受入れの仕組みに関し、広報活動等を通じて周知を図るものとする。

2 ベトナム人看護師等の円滑な受入れのための協力

事業団は、外務省等の関係機関と連携し、ベトナムにおいて実施されるベトナム人看護師候補者及びベトナム人介護福祉士候補者に対する説明会に職員を派遣する等その円滑な受入れのために必要な協力を行う。

3 日本語研修実施機関等との連携

事業団は、日本語研修実施機関からの報告の受理など、日本語研修実施機関その他の関係機関との必要な連携を行う。

4 受入れ機関からの報告の受理

(1) 定期報告

イ ベトナム人看護師候補者又はベトナム人介護福祉士候補者（介護福祉士養成施設で就学する者を除く。）の受入れ機関は、受入れ施設の要件の遵守状況、研修の実施状況及び労働契約の要件の遵守状況について、介護福祉士養成施設で就学するベトナム人介護福祉士候補者の受入れ機関は、受入れ施設の要件の遵守状況及び就学するベトナム人介護福祉士候補者の就学状況について、毎年一月一日現在で、事業団に報告するものとする。

ロ ベトナム人看護師又はベトナム人介護福祉士の受入れ機関は、当該ベトナム人看護師又はベトナム人介護福祉士が在留期間の更新の許可を申請する際、受入れ施設の要件の遵守状況及び労働契約の要件の遵守状況を事業団に報告するものとする。

(2) 随時報告

イ 受入れ機関は、受け入れている特定活動の在留資格（ベトナム人看護師等又は特例ベトナム人看護師候補者等に係る活動を指定されたものに限る。）以外の在留資格をもって在留する者が、特定活動の在留資格（ベトナム人看護師等に係る活動を指定されたものに限る。）への変更の許可を受けた場合には、速やかにその旨を事業団に報告するものとする。

ロ 受入れ機関は、受け入れているベトナム人看護師等が受入れ施設の変更に係る在留資格の変更の許可を受けた場合には、速やかにその旨を事業団に報告するものとする。

ハ 受入れ機関は、受け入れているベトナム人看護師等が死亡若しくは失

踪した場合又は当該ベトナム人看護師等が入管法第十九条第一項の規定に違反して収入を伴う事業を運営する活動若しくは報酬を受ける活動を行っていると思料する場合には、速やかに事業団に報告するものとする。

ニ 受入れ機関は、受け入れているベトナム人看護師等が特定活動の在留資格（ベトナム人看護師等又は特例ベトナム人看護師候補者等に係る活動を指定されたものに限る。）以外の在留資格への変更の許可を受けた場合には、速やかにその旨を事業団に報告するものとする。

ホ 受入れ機関は、受け入れているベトナム人看護師等との労働契約を終了し、又は受け入れているベトナム人介護福祉士候補者への養成課程の履修の許可を取り消す場合には、あらかじめ、その旨を事業団に報告するものとする。

ヘ 受入れ機関は、ベトナム人看護師又はベトナム人介護福祉士が受入れ機関との間で労働契約を締結し、受入れ機関の変更に係る在留資格の変更の許可を受けたことにより、受入れ施設において就労を開始した場合には、速やかにその旨を事業団に報告するものとする。

ト 受入れ機関は、受け入れているベトナム人看護師候補者又はベトナム人介護福祉士候補者の国家試験の合否が判明した場合には、その結果を速やかに事業団に報告するものとする。

チ 介護福祉士養成施設を設立している受入れ機関は、受け入れているベトナム人介護福祉士候補者の養成課程の修了結果を速やかに事業団に報告するものとする。

リ 介護福祉士養成施設を設立している受入れ機関は、受け入れているベトナム人介護福祉士候補者が介護福祉士として就労する施設（以下このリにおいて「就労施設」という。）を決定した場合には、当該受入れ機関及び就労施設を設立している受入れ機関の連名により、就労施設の名称及び所在地並びに当該就労施設を設立している受入れ機関の名称及び所在地を速やかに事業団に報告するものとする。

ヌ 受入れ機関は、一時的な滞在の期間内に資格を取得しなかったベトナム人看護師候補者又はベトナム人介護福祉士候補者の帰国後、速やかにその旨を事業団に報告するものとする。

(3) 事業団は、(1)及び(2)に掲げるほか、交換公文に基づくベトナム人看護師等の受入れの円滑かつ適正な実施を図るため、必要と認める場合には、受入れ機関に対し、必要な報告を求めるものとする。

(4) 事業団は、(1)から(3)までの報告その他整理した必要な情報を厚生労働大臣に提出するものとする。

5 受入れ施設に対する巡回訪問

事業団は、定期的に又は必要に応じてベトナム人看護師等の受入れ施設を巡回訪問し、受入れ機関によるベトナム人看護師等（介護福祉士養成施設で就学するベトナム人介護福祉士候補者を除く。）の雇用管理の状況、受入れ機関によるベトナム人看護師候補者若しくはベトナム人介護福祉士候補者（介護福祉士養成施設で就学する者を除く。）の研修の実施状況又は介護福祉士養成施設で就学するベトナム人介護福祉士候補者の就学状況若しくは在籍状況等を把握する。

6 ベトナム人看護師等からの相談等に対する対応

事業団は、ベトナム人看護師等から、受入れ機関における研修、指導体制、就労環境等について相談、苦情等があった場合には、適切に相談、苦情等に応じ、説明等を行う。

7 受入れ機関に対する相談支援等

事業団は、受入れ機関から、ベトナム人看護師等の研修、雇用管理等について相談等があった場合には、適切に相談等に応じ、説明、助言等を行う。また、事業団は、ベトナム人看護師候補者及びベトナム人介護福祉士候補者の就労又は就学の開始前に、必要に応じ、受入れ機関に対し、ベトナム人看護師候補者及びベトナム人介護福祉士候補者の病院又は介護施設における研修の実施、雇用管理等に関する説明会を実施する。

8 受入れ機関に対する助言

事業団は、4の規定による報告又は5の規定による巡回訪問の実施等に関して、必要があると認めるときは、受入れ機関に対し、必要な助言を行う。

9 関係行政機関との連携等

事業団は、4の規定による報告、5の規定による巡回訪問の実施、6若しくは7の規定による相談への対応又は8の規定による助言等に関して、必要があると認めるときは、都道府県労働局、地方出入国在留管理局等の関係行政機関に連絡すること等により、問題の解決を図る。

三 受入れ調整機関に対する助言等

厚生労働大臣は、ベトナム人看護師等の円滑かつ適正な受入れを実施するため、事業団に対し、受入れ機関における研修の実施状況その他の必要な事項の報告を徴収し、その他必要な助言を行う。

第五 円滑かつ適正な受入れを実施するための措置

厚生労働大臣は、ベトナム人看護師等に対する質の高い研修体制並びにベトナム人看護師等による適切な保健医療及び福祉サービスの提供を確保するとともに、ベトナム人看護師等の受入れの円滑かつ適正な実施を図るため、以下の措置を実施する。

一 報告

厚生労働大臣は、第四の二の4に規定する報告がないときその他ベトナム人看

護師等の職業の安定に関し必要があると認めるときは、受入れ機関から必要な報告の提出を求めることができる。

二 改善指示

- 1 厚生労働大臣は、事業団が、この指針で定める受入れ施設の要件、研修の要件又は労働契約の要件を満たさない施設を設立する受入れ機関とベトナム人看護師等との間における雇用関係の成立をあっせんしようとするときその他交換公文に基づくベトナム人看護師等の受入れの円滑かつ適正な実施を図る観点から、事業団が行う職業紹介事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、事業団に対し、必要な措置（要件を満たさない施設を設立する受入れ機関に紹介を行わないことを含む。）を採ることを指示することができる。
- 2 厚生労働大臣は、介護福祉士養成施設が、ベトナム人介護福祉士候補者に対する入学許可の後、この指針で定める受入れ施設の要件又は研修の要件を満たさないと認めるときその他交換公文に基づくベトナム人看護師等の円滑かつ適正な受入れを実施するため必要があると認めるときは、当該介護福祉士養成施設に対し、必要な措置（介護福祉士養成施設におけるベトナム人介護福祉士候補者の就学の一時的な停止を含む。）を採ることを指示することができる。

第六 受入れ人数等

- 一 ベトナム人看護師等の入国及び一時的な滞在の人数は、交換公文12(a)及び(b)の規定に基づき定められる人数（日本国政府が定めるものに限る。）を超えないものとする。
- 二 交換公文に基づくベトナム人看護師等の入国及び一時的な滞在については、必要に応じ、交換公文12(c)の規定に基づき、一時停止の措置が講じられる。

附 則（平成二十八年厚生労働省告示第二百三号）

- 1 この告示は、平成二十八年四月八日から適用する。
- 2 この告示の適用の日から平成三十年三月三十一日までの間は、別表第三第四号中「指定介護予防サービスに該当する同法」とあるのは「指定介護予防サービスに該当する地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）附則第十一条及び第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第五条の規定（同法附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護（以下この号において「旧介護予防通所介護」という。）若しくは介護保険法」と、「該当する介護予防短期入所生活介護」とあるのは「該当する旧介護予防通所介護若しくは介護予防短期入所生活介護」とする。

別表第一

- 一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に規定する障害児入所施設
- 二 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）に規定する救護施設又は更生施設
- 三 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム
- 四 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）に規定する指定居宅サービスに該当する同法に規定する特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）に規定する外部サービス利用型特定施設入居者生活介護（別表第三第四号において単に「外部サービス利用型特定施設入居者生活介護」という。）を除く。）若しくは同法に規定する指定介護予防サービスに該当する同法に規定する介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）に規定する外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護（同号において単に「外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護」という。）を除く。）を行う施設（老人福祉法に規定する養護老人ホームを除く。）又は介護保険法に規定する介護老人保健施設若しくは介護医療院
- 五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）に規定する障害者支援施設又は福祉ホーム

別表第二

- 一 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和四十一年厚生省令第十九号）に規定するサテライト型養護老人ホーム
- 二 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号）に規定するサテライト型居住施設
- 三 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）に規定するサテライト型小規模介護老人保健施設
- 四 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）に規定するサテライト型特定施設（第一号に掲げる施設を除く。）

別表第三

- 一 児童福祉法に規定する児童発達支援を行う施設又は障害児入所施設
- 二 生活保護法に規定する救護施設又は更生施設
- 三 老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム
- 四 介護保険法に規定する指定居宅サービスに該当する同法に規定する通所介護、

短期入所生活介護、通所リハビリテーション、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を除く。）、同法に規定する指定介護予防サービスに該当する同法に規定する介護予防短期入所生活介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）、同法に規定する基準該当居宅サービスに該当する通所介護若しくは短期入所生活介護、同法に規定する基準該当介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護、同法に規定する指定地域密着型サービスに該当する同法に規定する地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護若しくは地域密着型特定施設入居者生活介護、同法に規定する指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法に規定する介護予防認知症対応型通所介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護若しくは同法に規定する第一号通所事業を行う施設（老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び養護老人ホームを除く。）又は介護保険法に規定する介護老人保健施設若しくは介護医療院

五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業のうち短期入所、生活介護、自立訓練、就労移行支援若しくは就労継続支援若しくは同法第七十七条第一項第九号の事業に相当する事業を行う施設又は同法に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター若しくは福祉ホーム

六 その他第一号から前号までに類する通所サービスを提供する施設

別表第四

- 一 児童福祉法に規定する障害児入所施設又は児童心理治療施設
- 二 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に規定する病院、診療所又は助産所
- 三 老人福祉法に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム
- 四 介護保険法に規定する介護老人保健施設又は介護医療院
- 五 その他医療等を提供する施設